

翻訳

アリストテレス『政治学』第二巻

(この翻訳は、WDロス校訂のオックスフォード版に基づき、オックスフォード大学出版局との協定によって出版されるものである。

This translation of Aristotle' Politics, Oxford Classical Texts Edition edited by WD Ross [1957] is published by arrangement with Oxford University Press)

荒 木 勝

翻訳にあたって

この翻訳は、『岡山大学法学会雑誌』第50巻第2号(2001年1月)に発表されたアリストテレス『政治学』第一巻の翻訳の続きであり、翻訳上の訳語の選定や注については、第一巻冒頭の「翻訳について」の中で説明されている。なお第三巻、第四巻、第五巻、第六巻、七巻、第八巻は、すでに同誌(第51巻第1号、同第2号、第52巻第1号)に掲載されている。

第一章

我々は、市民的政治的(ポリティーケー)な共同的結合体(コイノーニア)に関して、可能なかぎり自分の望むがままに生活することができる人々にとって、どのような市民的政治的な共同的結合体あらゆるものの中で最も優れたものであるのか、を探究したいと考えているのであるから、よく統治されているといわれている国家のうち若干のものが現に用いている他の幾つかの国家体制(ポリテイア)や、若干の人々によって言及され、優れた状態に

一五〇

あると評価されているその他の国家体制をも考察しなければならない。それは、いかなる状態が公正で有益であるかを見い出すためであり、またさらに、これらの国家体制以外のものを追求するのは、そうすることがただ自ら知恵者であることを誇示しようとする者の仕事であると思われたいためであり、いやむしろ、現に存在するこれらの国家体制が優れたものでないから、我々はこのような研究を企てるのだと思われたいからである。

そこでまず最初に、本性上このような考察の出発点となるものを、議論の出発点としなければならない。すなわち、すべての市民がすべてのものを共有（コイノーネイン）しなければならないのか、それとも全く共有すべきでないのか、それとも、あるものは共有して他のものは共有すべきでないのか、という点である。ところで、何もかも共有しないということは、明らかにありえないことである（というのは、国家体制〔ポリテイア〕は、ある種の共同的結合体〔コイノーニア〕であり、まず最初に場所を共有しなければならないからである。実際、一つの国家の場所は一つであって、市民とは一つの国家を共有する者である）。しかし、立派に統治されんとする国家としては、共有しうる限りのものは、すべて共有するのが良いのか、それとも、あるものは共有にして、他のものは共有にしない方が良いのか、は問題である。というのは、プラトンの『国家（ポリテイア）』にあるように、市民達はお互いに子供や妻の財産をも共有することができるからである。実際、そこでソクラテスは、妻子と財産は共有でなければならないと主張している。それではこの点では現在のような状態が良いのか、それとも『国家』に書かれている法に従うのが良いのであろうか。

第二章

一四九

さて、妻がすべての人の共有物であるということは、他にも多くの難点を持っているが、そのようなことを立法によって制定すべきであると、かのソクラテスが言う理由が、彼の議論から明らかに出てこないのである。そしてさらに、彼が国家になくてはならないものと言う目的は、現にそこで述べられているようには実現できるものではなく、またそれをどのように確定すべきか、が全く説明されていないのである。私がここで問題にしているのは、

国家は、全体としてできるかぎり一つであることが最良であるという考え方である。事実ソクラテスはこうした考え方を基本原理としているのである²⁾。しかしながら、それがさらにこのように進んで増々一つになっていけば、それはもはや国家ではなくなる、ということは明かなことである。というのは、国家は本性上、多数からなる集合体であり、それがますます一つのものになれば、それは国家から家に、そして家から一人の人間になるであろうから。実際、我々は、国家よりも家の方が、また家よりも一人の個人の方がより以上に一つであるということができよう。従って、たとえ人がこのことを為すことができるとしても、それを為すべきではない。なぜなら、それは国家を破壊することになるからである。

さらに、国家は、多数の人間から成り立っているばかりでなく、種類において異なる人間達から成り立っている。事実、国家は同じ様な人間からできていないからである。同盟(スンマキア)と国家とは別種のものである。すなわち、同盟は、たとえその[構成員の]質が同一であったとしても、その数の多さによって有益となるものである(なぜなら、同盟は、もともと軍事援助のために生み出されたのであるから)。それは錘が秤の上でより重く測られるのと同様である(そしてこの点において国家は民族[エトノス]とも異っているであろう。たとえば、その成員の多数が村毎に散在しているのではなく、アルカディア人達のような状態にある場合に、このように言うことができる)。しかし[国家のように]集まって一つにならねばならない構成分子は、種類において異っているのである。それゆえに、先に『倫理学』で述べたように³⁾、国家を維持するものは、相互の報償の等しさである。これは自由で同等な人々の間にあっても不可欠のものであるから。なぜなら、実際、すべての人が同時に統治することはできないことであるが、一年ごととか、あるいは何か他の順序あるいは期間に従って⁴⁾統治することはできるからである。それゆえ、このような方法を用いればすべての人が統治するということになるのである。それは、履物師と大工が交替して、常に同一の人が履物師や大工とならないというようなものである。

しかし、市民的政治的な共同的結合体に関わる事柄においては、このような状態[同一の人がいつも同じことをする]がよりよいのであるから、可能ならば、同一の人が常に統治することの方がより望ましいことは明かなこと

である。しかし自然本性上すべての人が等しい者であることによってそうすることができない場合には、統治することが善いことにせよ、つまらないことであるにせよ、同時に統治することが確かに正義にかなったことである。すべての人が統治に関与すること、——確かにこれを模倣するものが、等しい人々が順番に統治から退き、統治の時期から離れば同等の者となるということである⁵⁾。というのは、彼らは、あたかも別人となったかのように、順番にある者が統治し、他の者が統治されるからである。また同様に、統治している者が異なれば、統治の職も異なるのである。

従って、以上に述べたことから、ある人々が主張するような意味で国家が本性上一つであることはなく、また国家において最大の善と言われるものが、国家を破壊するものであること、は明らかなことである。確かに各々のものの善こそが各々のものを維持するのであるが⁶⁾。さらに別の方面から見ても、国家をあまりに一元化しようとするのは、それ程善いことではないことも明らかなことである。というのは、家は個人よりも、国家は家よりも独立自存的であり、また多数者の共同的結合体が独立自存的な存在になった場合、その時こそ国家は国家に成ろうとするからである。従って、より独立自存的なものがより好ましいものである以上、より一体的でないものの方が、より一体的であるものよりも好ましいものである。

第三章

確かに、共同的結合体というものができるかぎり一つであるということが、たとえ最も良いことであるとしても、このような状態は、すべての者が、「[同じものに対して] 同時に『私のもの』あるいは『私のものでないもの』と言う」ような議論によっては表現されているようには思えないのである。ところが実際に、ソクラテスは、これが、国家が完全に一つであることの証左であると考えている⁷⁾。しかしながら、「すべての者」という言葉は、二重の意味で使われているのである。確かに「すべての者」を「各人がそれぞれ」と解すれば、ソクラテスが実現しようとする事態は、おそらくよりいっそう多く生じることになるであろう（というのは、各人は同一の者を、それぞれ自分の息子と呼び、同一の女をそれぞれ妻と呼ぶであろうし、財産や彼のも

のとなったそれぞれのものについても同様に言うであろうから)。しかし妻や子供達を共同のものとして扱っている人々はこのようには言わないで、「(すべての人)全体が」というのであり、「全体(すべての人)の各々が」とはいわないであろう。そして財産についても「(すべての人)全体が」というのであって、「(すべての人)全体の各々が」とはいわないのである。こうして「(すべての人)全体が」ということは、一種の謬見をみちびくものであることは明らかなことである。(なぜなら、「全体(すべての者)」とか「両方」とか「奇数」「偶数」という言葉は、それらが二重の意味を持つために、議論においても推論を論争的なものにするからである。それゆえ、「すべての者が同一のものを」と言うのは、ある意味において立派なことであるが、不可能なことであり、他の意味においては、決して合意をもたらすものではない)。これに加えて、このような主張は別の弊害を持っている。すなわち、最も多くの者の共有物(ト・コイノン)は、配慮されることが最も少ないのである。というのは、人々は、私有物(ト・イディオン)には最大の関心を払うが、共有物にたいしてはそれ程多くの関心を払わないし、たとえ払ったとしても各々に関係するところに限ってそうするのであるから。というのは、他の理由は別としても、他の人が色々と考えていると思って、むしろそれだけ軽視することになるからである。それはあたかも家の召使いの仕事において、多くの召使いの方が、時としてその仕事ぶりが少数の召使いの時よりも劣るということがあるのに似ている。また[上述のような場合は]市民の各々は千人の息子を持つことになるであろう。そしてこれらの息子達は、市民達各人のものというのではなく、青年達の誰でもが等しく不特定の市民の誰かの息子となるのである。従って市民達はすべて同じように彼を軽視するであろう。

さらにこのような場合は、各人は、順境にある者であれ、逆境にある者であれ、それが全体の数の何分の一かである者を、「私のもの」というのである⁹⁾。たとえば、私の子、あるいは誰々の子というのは、千人の内の一員として、国家を構成している者の一員として、このように言うのであり、しかもそれを疑いながらそう言うのである。というのは、誰にたまたま子が生まれたのか、また生まれた子の中で誰の子が生き続けているのか、不明であるから。しかしながら、二千人あるいは一万人のうちの各人が、同一の者に呼びかけて、「私のもの」という方が良いのか、それとも、現に今国家で行われているような

仕方で「私のもの」という方が良いのであろうか。実際、ある者は同一の者を、自分の息子と呼び、またある者は自分の兄弟と呼び、またある者は自分の従兄弟と呼び、あるいは、他の何らかの血縁にもとづく親族関係にもとづいて、あるいはまず第一に自分の、または自分の身内の者の血縁関係か婚姻関係にもとづいて呼び、さらにこれに加えて、他の人は、同氏族人（フラトリア）とか同部族人（フェレー）とか呼ぶのである。というのは、上述の方法による息子であるよりも、誰かの個人的な従兄弟である方が良いからである。

さらにまた、人が、ある人々を自分の兄弟として、また子供として、また父として、また母として認知することは避けがたいことである⁹⁾。というのは、両親と子供の間を生じる類似性にもとづいて、互いの関係についての確証を得るにちがいないからである。地理書を書き上げたある人々は、事実このようになっている所があると述べている。すなわち、上部リビュアのある人々の間では、妻は共有であるが、生れた子供は父親との類似によって分けられると述べている¹⁰⁾。また、妻達や、例えば牛や馬のような他の動物の牝のうちには、ファルサロスでディカイアと呼ばれている牝馬のように、生れつき両親に酷似する子供を生むものがいるのである¹¹⁾。

第四章

さらにまた、このような共同的結合体を設立する人々にとって、暴行とか殺人(故意のであれ、故意でないのであれ)、口論とか罵詈のような嫌悪すべき事柄が起こらないように警戒するのは容易なことではない。これらの事柄のいずれでも、それが父や母や近親の者に対して、あたかも縁遠き者に対するようになされるならば、それは冒瀆である。そしてそれらの事柄は、その関係を知っている人々の間よりも、知らない人々の間の方がより多く起ることは必然であり、しかもそれが起った場合には、知り合っている人々の間では、慣習的な和解がなされ得るが、そうでない人々の間では、和解は全くなされない。また息子達を共有にしながら、愛人達が同棲することだけを防止し、しかも愛しあうことは禁止せず、他の親密な関係も禁止しないというのは奇妙なことである¹²⁾。しかもこの親密な関係とは、父が息子に対して、兄弟

が兄弟に対して抱くものであるが、ただ恋愛感情を抱くことだけでも恥づべき事であるのだから、これらの親密な関係が存在するという事は最も恥づべきことである。しかもその同棲を禁ずる場合、あまりに強烈な快楽が生じるという理由以外の理由で禁じているわけではないことも奇妙なことである。さらにまた、[恋愛の当事者が]父であったり、息子であったり、兄弟相互であったとしても、全く大したことではないと考えていることも奇妙なことである。

しかし、妻や子供が共有であることは、守護者階層においてよりも農民階層においての方がより有用であるように思われる。というのは、子供や妻が共有である場合には、親愛の情は、それだけ小さなものとなるであろうが、被統治者が権威に服し、反乱を企てないためには、彼らはそのような者でなければならぬからである。また一般的にいて、このような法律によっては、正しく制定された法律が当然にも生み出すべき事態と全く正反対の事態が結果するのは必然的である。しかしソクラテスは、まさにこうした理由によって子供や妻に関することがらを規定すべきであると考えたのである。実際、我々は、親愛（フィリア）こそ国家にとって最高の善であると考えているのであって（というのは、それがあれば、人々が騒乱を企てること最も少いからである）、ソクラテスも国家が一つであることを称賛しているが、そのような状態は親愛がつくり出すものであるように思われるのであって、それはまたソクラテス自身もそのように言っていることである。それは、ちょうど我々も知っているように、アリストファネスが、かの恋愛談議において、愛人達は極度に愛するが故にいっしょになろうとし、また二人とも二つの体から一つの体になろうと熱望するものであると語っているようなものである¹³⁾。しかしこの場合においては、双方とも、あるいはその一人が減びてしまうことは避けられないことである。しかし国家においては、この種の共有制によって親愛の情は水臭くなり息子が父のことを、あるいは父が息子のことを「我が者」と呼ぶことが最も少なくなるのは必然である。実際、少しの甘みは、多くの水の中に混ぜ合わされると、その混合すら感じさせないのであるが、それと同様に、このような名前にもとづく、お互いに対する親族としての親近感も同じようなことが生ずるのである¹⁴⁾。というのはこのような国家体制においては、父は息子に対して、あるいは息子は父に対して、あるいは兄弟は

お互いに配慮することが最も少なくなるのは必然であるからである。実際、人間をして、最も心を使わせ、親愛の情をひきおこさせるものは、「自分だけのもの（ト・イディオン）」と「自分の愛しいもの（ト・アガペートン）」の二つであるが、そのどちらも、以上のように統治される国家体制の国においてはありえないものであるから。

さらに、生れた子供を農民層や職人層から守護者層に移したり、また守護者層から前二者に移したりすることについても¹⁵⁾、それをどのように行うかに多くの困難が生じる。例えば、子供を与えたり、移したりする人々は、誰を誰に与えるかを知っているにちがいない。さらに、このような人々の間では、暴行や色恋沙汰や殺人のような、先に述べた事柄がより多く生じるにちがいない。なぜなら、守護者層から他の階層へ移された人々は、もはや守護者層を、兄弟とも、子供とも父や母とも呼ばないし、逆に守護者層のもとに移された人々は他の市民達をそのようには呼ばず、従って、縁者であるという理由で何程か以上の様な事柄を行うのを慎しむということがないのである。

それではこれで、子供や妻の共有に関しては説明されたこととしよう。

(B) 親族間の親愛関係に対するプラトンの見解に関するアリストテレスの批判について、バーカーは次の注を加えている。

「この段落のプラトンの構想に対する2つの異論は、当時のギリシャ人の観念と慣行に基づいている。すなわち親族集団に生ずる『神聖感』や自然的敬虔感情を構成する観念と年長者と若年者の間に生ずる同性愛の慣行である。」

(訳者注)「親愛こそ国家にとって最高の善である」という個所は、『ニコマコス倫理学』の以下の個所と対応している。第8巻第1章1155a22「親愛（フィリア）というものは、国家を一つに結びあわすものであり、立法者達も、正義によりもむしろこうした親愛に心を用いているように思われる。すなわち一致協力（ホモノイア）ということは親愛に似た或るものように思われる」、第8巻第9章1159b25「初めにのべたように、親愛と正義とは同じ事柄に関わり、同じひとびとの間において見出されるように思われる。事実いかなる共同的結合体においても、一定の正義と親愛とが存在すると考えられる。」、第9巻第6章1167b2「こうして—

致協力（ホモノイア）とは、人々が言うように、政治的市民的な親愛であるようにみえる。実際それは、我々の共通の利益とか我々の生活に寄与するものに関わる親愛である。」アリストテレスの国家論における親愛と正義の位置関係は、重要論点の一つであろう。この点について訳者は当面次ぎのように考えている。アリストテレスにおいては、国家は、正義と法に基づく市民の共同的結合体である。「正義（ディカイオスネー）こそ市民的政治的なるものに固有のものである。というのは、正しい判決（ディケー）こそ、市民的政治的な共同的結合体（国家）の秩序の根幹であるが、正義とは、なにが正しい事柄であるかを決定することであるから。」（第1巻第2章）しかしその正義は、究極的には、市民間の親愛の実現に向けられている。また国家形成においても、親愛はその基礎的条件である。市民間の親愛関係のうえに、「同意・契約（ホモロギア）」に即して国家が形成される。親愛は、アリストテレスにおいては、それゆえ国家形成の前提であり、また究極目的である。「こうして、すでに述べたように、すべての親愛は、人の共同的結合において存立する。そのうち同族的な親愛や仲間関係の親愛は他のものと区別して論ずるべきであろう。これに対して市民間の親愛やフュレー（都市行政単位の部族）を同じくする者の親愛や同じ舟の乗組員の親愛は、またそのような者達の親愛は、よりいっそう多く共同的結合関係にあるように思われる。というのは、これらはある種の同意・契約（ホモロギア）のうえに成立しているようにみえるからである。」（第8巻第12章）

第五章

以上の問題の次には、財産に関して、最良の国家体制に市民として与かるうとする人々にとって、これをどのように整えるべきか、すなわち、財産は共有であるべきか否かについて、考察しなければならない。そしてこの問題を人は、妻子に関して制定された法とは独立に考察することができるであろう。すなわち私が言いたいのは、財産に関して（たとえ現在、すべての国家で行われているように、妻子は個々人に属するとしても）、財産を共有にするほうが良いのか、またその使用を共同にする方が良いのか、という問題であ

る。例えば、農地片は個々別々のものにしたままで、収穫物は公共のものとして供出して消費するのか（二・三の民族〔エトノス〕がそうしている）、あるいは、上述のものとは逆に、土地は共有で、耕作も共同で行うが、収穫物は各人の自分の使用にもとづいて分配するのか（未開な民〔バルバロイ〕の若干のものは、このような共有を行っているといわれている）、あるいは、農地片も収穫物も共有である方がよいのか。

ところで、土地を耕作する者が市民達とはちがう集団である場合には、状況は全く別様となり、取り扱いがより容易となるであろう。しかし市民達が自ら労して耕作する場合には財産に関する問題は、多くの困難をひきおこすであろう。なぜなら、各人がその享受と労働において等しくなく、不平等である場合には、享受するもの、あるいは受け取るものが多くて労することが少ない人々に対して、受け取るものが少なく、労することが多い人々から不平の声が生じるのは避けがたいことであるから。一般的に言って、生活を共にして、人事にかかわるすべてのこと、とりわけ上述のような事柄を共同にすることは困難な事柄である。このことは、旅行仲間の共同関係が明示しているところである。というのは、彼らはほとんど身近な事柄や瑣細な事柄から意見を異にし、互いに衝突するからである。さらに我々は、大い召使い達の中でもとくに我々が日常的な奉仕のために最も多く使う者達と衝突するものである。

従って、財産を共有にすることは、以上のような困難やその他この類いの困難を持っている。それゆえ、現在行われているような制度の方が、それが慣習や正しい法によって飾り立てられれば、はるかに優れたものになるであろう。というのは、それは両方の善いところを持つことになるからである。私が両方の善いところ、というのは、財産が共有である¹⁶⁾ことから生じる善と財産が私有であることから生じる善のことである。というのは、ある仕方において財産は共有でなければならないが、一般的には、それは私有でなければならないからである。実際、個々に分けられた財産管理への配慮というものは、互いに対する不平不満をひきおこさないで、むしろ各人が自分だけのことに専念するために、配慮は一層大きくなるであろう。しかし、財産の使用に関しては、諺もいうように、人としての卓越的力量によって、「友のものは共用」になるであろう。今日でもなおこのような制度が、その主要点に関

して二・三の国家において行われているが、それはこのような制度が不可能な事柄でないことを示している。またとりわけ立派に統治されている国家においては、そのような制度のある部分はすでに存在しているし、また他の部分はこれから行われるであろう。すなわち各人は財産を自分のものとして所有しながら、そのある部分は友人に使用させ、また場合によっては共有物として使用する。たとえばラケダイモン人〔スパルタ人・ラコニア人とほぼ同義〕の間では、人々はお互いの奴隷を、さらに馬も犬も、いわば自分自身のもののように使用し、旅での糧が欠けた場合には、国中の田野に産するものを共有のものとして使用するのである。従って、財産は各個人の私有にして、その利用は共同にすることの方が優れていることは明らかなことである。それゆえ、市民達がこのようなことに向く性質を持つように指導することこそ、立法者の固有の仕事である。

さらに快樂という点に関しても、或るものを自分だけのものと見なすことは、語ることでできない程の相違をもたらすものである。実際、各人が自分自身に対する愛を持つことは、根拠がないわけではなく、むしろそれは自然本性的なものなのである¹⁷⁾。もちろん自己を愛することが非難されるのは正当である。しかし、非難されるのは、自分を愛することではなく、むしろ守銭奴の金銭愛のように、当然愛すべきである以上に自分を愛することである。というのは人はすべて、いわばそのようなもの〔金銭〕をそれぞれに愛しているからである。さらに、友人や客人や仲間に親切を施し、援助を与えることは、非常に快いことであるが、これらの事柄は、財産が私有の場合に行われうるのである。従って、これらの事柄は、国家を過度に一つのものにしようとする人々の間では生じないのである。さらにこれに加えて、彼らは明らかに二つの美德の働きを破壊する。すなわち婦人に対する節制(というのは、節制によって他人のものである婦人に手を出すことを慎むことは立派な行為であるから)と財産に関する自由で物惜しみしない態度を破壊するのである。というのは、〔国家を過度に一つのものとする場合は〕人は自由で物惜しみしない人と見なされないであろうし、何一つ自由で物惜しみしない行為を為しえないからである。なぜなら自由で物惜しみしない行為は、財産の使用の如何にかかっているからである¹⁸⁾。

確かに、このような立法〔財産共有制〕は、見かけはよくて、しかも人間

味のあるものと思われるであろう。実際、それを耳にする者は、(そうすれば)万人が万人に対して驚くべき親愛の情が生じると考えて、このような法を受け入れるからである¹⁹⁾。とりわけ人が国家体制のうちの現存している諸々の害悪、たとえば、契約に関する相互の訴訟や偽証による判決や富者への追従のようなものを、財産の共有でないことから生じるとして論難する時には²⁰⁾、このような法を喜んで受け入れるのである。しかし、これらの害悪はどれも財産を共有しないことから生じるのではなく、墮落腐敗から生じるのである。というのは、財産を共有にして、共同で用いる人々の方が、財産を個々に所有している人々よりも多く対立を引き起こすことを我々は目撃するからである。しかし我々が、共有が原因で争う人が少いと見るのは、財産を私有にしている人々が多いという点と比較するからである。さらに、共有制を採用した人々がどれ程の害悪を免れるか、だけでなく、どれ程の善を失うかを指摘するのが妥当であろう。しかし[それらの善を失った]生活というものは、全く不可能であるように思われる。

さて、ソクラテスの誤謬の原因は、その基本原理が正しくない点にあると考えざるを得ない。すなわち、家も国家も、ある点において一体のものでなくてはならないが、あらゆる点でそうであってはならないからである。というのは、国家は、このように一体化へと進んでいけば、一方ではもはや国家でなくなるか、他方では、国家であるとしても、国家ではないものに近くなって、劣等な国家になるであろうから。それはちょうど人が協和音を同音にし、あるいは韻律を単一韻脚にするようなものである。しかしながら、前にも述べたように、国家は多数者からなるものであって、それを共同的な、一体的なものにするのは教育の力によってでなければならない。そして教育という手段を採用することを意図し、これを用いれば国家は優れたものとなると考えている人が、そのような手段[財産共有制]によって国家を正そうとし、慣習や哲学や法によってそうしようと思わないのは、奇妙なことである。もっともラケダイモンやクレテにおいては、立法家は共同食事によって、財産に関する事柄を共同のものとしたのであるが。

それから、次の点も見過すべきではないだろう。すなわち、長い時間、長い年月ということに注目しなければならない。というのは、長い年月の中では、もしこれらの方策がうまくいってれば、見逃されることはなかったで

あろうから。実際、ほとんどすべてのことが発見されているのであり、ただそのあるものは収集されておらず、またあるものは、人がそれを知っても利用していないのである。また人が、そのような国家体制が実際に樹立されるのを見ることができれば、問題は最も明瞭になるであろう。というのは、市民達を分割し、分離して、ある場合には共同食事組とし、ある場合は氏族や部族としなければ、このような国家を作ることができないからである。従って、守護者層は農耕してはならないということを除いては、いかなる立法もなされなかったということになるだろう。しかしまさしくこのこと [守護者層は農耕しない] をラケダイモン人は今日でも実行しようと試みているのである。

しかしながら、国家全体の様式が、それを共同で組織している者達にとって、どのようなものであるのか、をソクラテスは述べなかったし、またそれを述べるのは容易なことではない。しかし国家のうちの大部分は、守護者層以外の市民からなる多数者であるが、これらの人々については、何一つ規定されていない。すなわち、農民層にとって、財産は共有であるべきか、それとも各人毎に私有であるべきか、さらに妻子は私有であるべきか共有であるべきか、について何一つ規定されていない。実際、もし同様にすべてのものがすべての人に共有のものであるならば、これらの人々（農民）は、守護者層の各々との点において相違するのであろうか。あるいは彼らは守護者層の統治に服して、何の利益があるのだろうか。あるいは、クレテ人達がしたようなことを守護者層も工夫しないかぎり、どんな理由で農民階層は彼らの統治に服するのであろうか。というのは、クレテ人は、奴隷達に市民層とほぼ同じことを許容したが、ただ体育と武器の所有だけは禁じたからである。しかし、農民層の間で、このようなもの [財産や妻子] が他の国家におけるのと同様の [私有の] 状態であるならば、共同的結合の様式はどのようなものとなるのであろうか。すなわち、一つの国家の中に二つの国家が存在し、しかもこれらの国家はお互に対立せざるを得ないのである²¹⁾。というのは、ソクラテスは、一方で、守護者層を一種の衛兵隊とし、他方で農民層や職人層やその他の者を市民にしているからである²²⁾。しかしそうすれば告発や訴訟やまたソクラテスが他の国家にも存在していると主張している諸悪がすべて、これらの人々にも存在するであろう²³⁾。にもかかわらずソクラテスは、ただ守

護者層にだけ教育をあてがっておきながら、その教育の故に、市街監督法や市場監督法、その他の法規のような多くの法規は必要がないというのである²⁴⁾。さらに、彼は、税を納める農民をその財産の所有主にしている²⁵⁾。しかし彼らは、ある国々におけるヘイロータイやベネスタイ²⁶⁾や奴隷層よりもはるかに御し難く、傲慢な者となる可能性がある。しかし、ともかくこのような共有制が農民達に対しても同様に必須であるのかどうか、について、全く規定されていないし、またそれに接続する問題、たとえば、これらの人々の市民権や教育や法律がどのようなものであるか、についても何一つ規定されていないのである。しかしまたこのような階層がいかなる性質のものであるか、ということを見出すことは容易なことではないが、守護者層の共同組織を維持する上で、少なからず重要な意義を持っている。しかも、実際、ソクラテスが、農民層の妻達を共有のものとし、その財産は私有のものとするならば、彼らの夫達が田畑のことを司る時、誰が家のことを司るのであろうか。農民層の財産も妻も共有の場合も同様の問題が生じるであろう。さらに、野獣との比較から、妻女達も夫達と同じ仕事をしなければならぬと類推するのも奇妙なことである²⁷⁾。なぜなら、野獣には家政というものがないからである。

また、ソクラテスが用いているような仕方で統治者を任命するのも危険である。というのは、ソクラテスは、同一の人々を永続的に統治者に行っているからである²⁸⁾。しかしこのことは、いかなる地位名誉も持っていない人々であっても反乱の原因になるのであり、いわんや気概があり、戦闘的な人々であってもなおさらそうである。しかしソクラテスにおいては、同一の人を統治者とせざるを得ないのは明らかなことである。すなわち、神から贈られる黄金は、ある時にはある魂に、他の時には他の魂に混ぜ合わされるのではなく、常に同一の魂に混ぜ合わされるからである。ソクラテスは言う。神はある者には、生れるや否や黄金を、ある者には銀を、また職人や農民になろうとする者には銅や鉄を混ぜ合わせる、と²⁹⁾。さらにソクラテスは、守護者層から幸福までも取り上げておきながら、立法家は国家全体を幸福にする義務があるというのである³⁰⁾。しかし、全体は、そのすべてが、あるいはその大部分が、あるいはある部分が幸福を享受しないならば、幸福ではありえない。というのは、幸福であることは、偶数に属する事柄とは同じ類いのもではないからである。すなわち偶数は、双方の部分のいずれにも存在していなくとも、

その統計には存在しているが、幸福であることはこのようなものではないからである。しかし、もし守護者層が幸福でないとすれば、他のいかなる階層がそうであろうか。なぜなら確かに職人や手仕事人夫（バナウシス）の多数も幸福ではないからである。

こうして、ソクラテスの論じた『国家』は、以上のような難点を有しているだけでなく、さらにこれらに劣らない他の難点も有しているのである。

(B 1) 慣習や法による「飾り立て」について、バーカーは次の注を加えている。

「このギリシャ語は、『スパルタは汝の手に帰せり。それを飾れ(Spartam nactus es: hanc adorna)』という諺に登場するものと同じである。アリストテレスが念頭においている共有財産の『飾り』とは、一部は社会的慣習の影響下において行われる、また一部は法的規則下において行われる、共通の利用という点にある。」

(B 2) 「ある仕方においては、財産は共有でなければならないが、一般にはそれは私有でなければならない。」という個所に、バーカーは次の注を加えている。

「アリストテレスはこうして彼の公式にたどり着くのである。すなわちその公式は以下のような押韻の句として述べることができるであろう。Idia ktēsis, koine chresis、財産は個々人に、その利用は共通に。」

(B 3) 「[守護者層は農耕しない]をラケダイモン人は今日でも実行しようと試みている」の個所に、バーカーは次の注を加えている。

「スパルタの同朋者集団(peers、プラトンの守護者層と類似の)は土地を所有していたが、耕作はヘロットに委ねていた。しかしながらこれはプラトンの国家制度ではない。プラトンの守護者層は土地を所有していない。また彼の農民層は、農耕者であり所有者であって、ヘロットではない。」

(B 4) プラトンの『国家』における農民の規定に対するアリストテレスの批判について、バーカーは、次のような注を加えている。

「アリストテレスはここでは、『国家』の実際の議論を忘れているか、あるいはいづれにしても無視している。プラトンは、農民層が私有地を

所有し、私的な個々の家族の中で生活していることを明確にしている。」
 (B5) 「神から贈られる黄金」の個所に、パーカーは次の注を加えている。

「アリストテレスはここで暗に、諸階層の天賦の資質という理論を批判している。そして全市民における天賦の資質の平等性という理論を、ギリシャ国家の諸条件と『統治し統治される』というその慣行に、より適合的なものであると主張している。すなわち後者の考え方に基づいて、市民達は統治以外の仕事から統治の仕事に転ずることが可能となるのであり、またその逆も可能となるのである。」

(訳者注) この点は、アリストテレスとプラトンの職分論＝職能論の比較検討において重要な論点であろう。『政治学』第4巻第4章、第7巻第8章第9章において、市民の職業と国家制度との関連が、人としての卓越的力量のヒエラルヒッシュな配置において論じられている。第7巻第9章においては、理想的国家体制に相応しい市民は、卓越的力量の涵養と言う点から、農民、手職人、商人であってはならない、とされている。しかし現実的な国家体制を論じる時には、アリストテレスは、様々な職業の市民による政治参加の可能性を否定はしていない。しかし他方で市民そのものの本性についても、アリストテレスは、全面的肯定の態度を取っているわけではない。「人間の自然本性は多くの点において奴隷的であり」(『形而上学』第1巻第2章982b29) という個所に注目すべきであろう。

(B6) パーカーはこの章の最後に「共同所有とその耕作」と題する次の注を加えている。

「アリストテレスはここで、土地の共同所有という制度が存在している、という想定を提示している。もっともその想定は明瞭なものではないが。しかしこのような想定に基づけば、このような所有の土地の耕作に関して、2つの選択肢が可能である。(1)耕作は、土地を所有している市民達から切り離され、また彼らに従属した一つの階層によって行われる。あるいは(2)耕作は、土地を所有している市民自身によって行われることも可能である。アリストテレスの見解によれば、この第2の選択肢はテキストの中で言及された諸困難をもたらす。すなわち第1の

選択肢は、第2の選択肢とは違った、より容易な立場をつくりだすであろう。『というのは、市民達は自ら労働しないのだから、個々の市民は自分自身の厳しい労働と少ない報酬とを、他人の安易な労働と大きな報酬とを比較することができないだろう。こうして市民達の中の不一致のもう一つの根源も取り除かれるであろう』(ニューマンの注)

ニューマンも指摘しているように、どちらの選択肢も『国家』において提案されているものではない、ということに注記しよう。というのは、この2つの選択肢の基礎となっている想定、すなわち土地の共有という想定は『国家』の前提するところではないからである。プラトンの構想においては、土地は農耕階級によって個々に所有されており、共産主義の一つの要素は以下の点にあるとされている。すなわち国家の守護者階級は土地から上がる一定量の生産物を共同所有するという点である。その一定量の生産物は、守護者階級の政治的軍事的義務の遂行への見返りとして農耕階級の成員によって彼らに支払われるものである。こうしてプラトンの国家制度においては、共同所有というものは存在しないのであって、存在するのはただ共同の使用であり、しかもそれも守護者階級の間においてだけである。農耕階級の成員は、個々に所有し耕作し消費する。しかもそれらのことをただ2つの条件下において行うのである。すなわち第1に農民階級は彼らの共同的土地利用の代価として守護者階級に対して彼らの生産物の一定割合を支払うという条件と、第2に各人が所有する土地の広さが制限されているという条件、である。こうしてある意味において、『所有は各人に、その使用は共同的に』というアリストテレス自身の定式は『国家』の中に見出される、ということができる。

第六章

その後にかかれた『法律』についてもほとんど同じような事情である。従ってそこで述べられた国家体制についても少しばかり考察した方がよいであろう。実際ソクラテスは『国家』においては、極めてわずかなことしか規定しなかった。すなわち、妻や子供の共有について、財産について、それらがどのようなでなければならないか、また国家体制の組織について、わずかなこ

としか説明していないのである（すなわち、居住民は農民と、国家を守護する戦士階層という二つの部分に分けられているが³³¹、この後者の中から、国政を評議し、国家の至高の権限を司る第三の階層が選ばれる³³²）。しかし農民や職人について、彼らが統治に全く関与しないのか、それとも部分的には関与するのか、またこれらの人々も、武器を所有して共に戦うべきであるか否か、これらの事柄についてソクラテスは全く規定していないのである³³³。しかし他方で、婦人達は戦争に参加すべきであり、守護者階層と同一の教育に与かるべきであると考えているが³³⁴、その他の点については、主題外の議論や守護者階層の教育はどのようなものであるべきか、という議論によってその対話篇を満たしたのである。

他方、『法律』の大部分は法律に関する事柄であって、国家体制についてはわずかしか語っていないし、この国家体制を諸々の国家に対していっそう共通的なものにしようと思いつきながら、再びこれを少しずつ別の国家体制[『国家』の国家体制]へと引き戻している。というのは、妻女と財産の共有を別にすれば、他の事柄をば、これらの二つの国家体制にあてがっているからである。実際、教育も同じであり、生活必需品に関わる仕事に関係せずに生活することや、会食についても同様に規定している。ただ『法律』においては、妻女の会食もなければならぬと主張し³³⁵、また『国家』の国家体制は、千人の武器所有者からなりたっているのに対し³³⁶、『法律』では五千人の武器所有者からなりたっているという点においては相違があるが³³⁷。

確かにソクラテスの議論は非凡なところがあり、洗練されており、斬新であって、探求心に富んでいるが、しかしその全部が等しく見事であるというわけにはいかないであろう。というのは、今指摘された市民の数についても、これ程の数の住民、すなわち五千人の無為徒食と、彼らに付随する数倍にのぼる婦人やその他の下僕の大群を養うためには、バビロニアやその他の無限に広大な領土が必要となることを見落としてはならないからである。確かに希望通りのものを想定することは必要であるが、不可能なことを想定してはならないのである。

また立法家は二つの事柄に着目して立法しなければならないと言われているが³³⁸、これらのことは領土と人口である。しかし、さらにもし第一に国家が孤立の生活でなく、市民的政治的生活を営まざるを得ないとすれば、隣接す

る地域にも着目して、と付言すべきであろう（というのは、国家は、戦争のためには、自国の領土において有用であるのみならず、外国においても有用である武器を使用せざるを得ないからである）。しかし、もし人が私的生活であれ、国家の公的生活であれ、このような生活を容認しないとしても、[彼ら市民が] 敵に対して恐るべき存在であることは、それが国内に侵入しようとする敵に対してであろうと、退去した敵に対してであろうと、少なからず必要なことである。

さらに財産の大きさを考察する点においても、より明確な視点によって、これとは別様の方法で規定した方がよいのではなかろうか。すなわち、ソクラテスは、生活は節度ある生活を営むに足る程のものでなければならないといっているが、それは、人が良き生活を営むに足る程の生活と言っているようなものである³⁹⁾。実際、これは余りに一般的な規定である。節度ある生活といっても、悲惨な生活を送ることも可能なのである。むしろ節度があって、しかも自由で物惜しみしない生活という方がよりすぐれた定義であろう（というのは、これらは別々に切り離されると、一方は贅沢な生活に、他方は困窮の生活に墮するであろうから）。なぜなら、これら二つの態度だけが財産の使用に関して望ましき性向（ヘクシス）であるから。例えば財産を穏和に使用したり、勇気をもって使用したりすることはありえないが、節度をもって、あるいは物惜しみせずに使用したりすることはできるのであって、従ってこれらが財産に関する性向でなければならないのである。

また財産を平等化しながら、市民の数については規制を施さず⁴⁰⁾、現に諸々の国家ではそうなっているという理由から、どれ程多く子供が生まれようと、不妊もあることゆえ同じ人数に十分に平均化されるであろうと考えて出産を無制限に放任していることも奇妙なことである。しかしながら、この点は、今問題にしている国家と現在の国家との間では、正確に同じようにあてはまるはずはないのである。すなわち、現在の国家では、人数の如何を問わず、その数に対して財産を分割するために、誰一人困窮する者はいないが、今問題にしている場合には、財産は分割されないので、一定数以上の者は、その数が少なからうが多からうが、一物も持たないことにならざるを得ないのである。むしろ人は、一定数以上の子供を産まないように、財産よりも出産を制限すべきであると考えるのである。ただし生れた者の一定数が死亡する場

合のあることや、他の人々の不妊の場合も考慮して、その数を定めねばならない。しかし大抵の国家にみられるように、この出産ということが放任されることは、市民にとって貧困の原因とならざるを得ないのであって、貧困は、反乱と犯罪をひきおこすものである。従って、最古の立法家の一人であるコリントスのフェイドンは、たとえ最初に市民のすべてが大ききにおいて等しくない割当地を持っていたとしても、家と市民の数は等しいままにしておくべきだと考えたのである。ところが『法律』においては、これとは逆になっている。しかしこれらの事柄に関して、どのような状態がより優れたものであると考えられるか、は後に述べる予定である。

他方、この『法律』においては、統治者に関する事柄について、彼らが被統治者といかに異なるものであるかという点の考察も欠落している⁴¹⁾。実際、彼は、あたかも経（たていと）が緯（よこいと）とは異なった羊毛から成っているように、統治者も被統治者に対してこれと同じように異っていなければならないと言うだけである⁴²⁾。また全財産が五培にまで大きくなることを許容しておきながら⁴³⁾、なぜ土地に関しては、ある程度まで大きくなることを許さないのか。また家屋敷の分割についても、はたしてそれが家政に不利に働くことはないか、について検討せねばならない。なぜなら、彼は各市民に互いに離れた家屋敷を分け与えているからである⁴⁴⁾。しかし二つの家を治めるのは困難である。

また、国家の組織全体は、民主制でもなく、寡頭制でもなく、それらの中間のもの、すなわち人々が「国家体制（ポリテイア）」と呼んでいるものを志向している。なぜならそれは重装歩兵の階層からできているからである。従ってもし彼がこの国家体制を、他のどの国家体制の中でも、諸々の国家にもっとも共通的なものとして設定しているならば、おそらく彼の述べているところは正しいであろう。しかし第一等の国家体制に次ぐ最善の国家体制とするならば⁴⁵⁾、それは正しくない。というのは、恐らく人はむしろラケダイモン人の国家体制や、あるいは他の、よりいっそう貴族制的な国家体制を称賛するであろうから。実際、ある人々は、最良の国家体制は、あらゆる種類の国家体制が混合しているものでなければならないと主張している。彼らがラケダイモン人の国家体制を称賛しているのもこのためである（すなわち、ある人々は、その王制は君主制であり、長老の統治は寡頭制であり、また監督官

[エフォロス] は民衆の中から選ばれるのであるから、監督官の統治にもとづくものは民主制的統治であると主張して、このラゲタイモン人の国家体制を寡頭制と君主制と民主制から成っていると述べている。しかし他の人々は、監督官制は僭主制であり、民主的統治は、会食制度やその他の日常生活にかかわる事柄において行われていると述べている。しかし、この『法律』においては、最良の国家体制は、人が全く国家体制と見なさないような、あるいはあらゆる国家体制の中で最悪のものとみなすような民主制と僭主制から合成されていなければならないとされている⁴⁶⁾。従ってより多くの国家体制を混ぜ合わせる人々の主張の方がより優れている。というのは、より多くの国家体制から合成されている国家体制の方がより優れた国家体制であるから。

次に『法律』は、明らかに君主制的なものは全く含んでおらず、寡頭制的なものや民主制的なものを持っている。いやむしろ寡頭制に傾こうとしている。このことは、統治者の任命の仕方から明らかである⁴⁷⁾。すなわち選挙によって選ばれた者の中から籤によって任命するという点は、民主制と寡頭制の双方に共通であるが、一方で富裕な市民は民会に出席することや統治者(官職)を選んだり、その他何らかの市民的政治的事柄を行うことを強制されるが、他方で他の市民達は放任されているという点は⁴⁸⁾、寡頭制的であり、多くの統治者(官職)を富裕な市民の中から選ぶとしたり、最高の統治者(官職)を最高の財産階級の中から選ぶとすることも寡頭制的である⁴⁹⁾。

また評議会(ブーレー)の選挙も寡頭制的なものにしている⁵⁰⁾。というのは、すべての市民が選挙することを強制されるのであるが、しかし第一等の財産階級から、次いでまたこれと同数の⁵¹⁾[候補者]を第二等の財産階級から選ぶことを強制される。さらに第三等の財産階級の中から候補者を選ぶことになるが、しかし第三もしくは第四等の財産階級から [候補者を選ぶ] 場合にはすべての市民にその選挙が強制されたわけではなく⁵²⁾、第四階級の候補者を選ぶ場合に、第一財産階級と第二財産階級の人々だけがその選挙を強制されたのである。次いでこれらの選出された [候補者] のうちから、各々の財産階級毎に同数の者を任命すべきであると主張している。従って、民衆的階級に属する者の中には、選挙が強制されないことによって投票しない者がいるから、最高の財産階級に属する者や比較的豊かな者が数において多くなり、またより優れた者が選ばれるであろう。

従ってこのような国家体制は、民主制と君主制とを混ぜ合わすことによって組織されるはずもないことは、以上の点からも明らかであり、またさらにこの点は、このような国家体制について、後に我々の考察が向けられる時に述べられるべき諸点よりして明らかである。また統治者の選挙についても、一度選ばれた者の中から選ぶということは危険である⁵³⁾。なぜなら、若干の人々は、その数は多くなくても徒党を組もうとすれば、いつでも彼らの欲するがままに選挙を行うことができるであろうから。

こうして『法律』における国家体制に関する事柄は、以上のような状況である。

(B1) 「国政を評議し、国家の至高の権限を司る第三の階層」の個所に、パーカーは次の注を加えている。

「後に第4巻第14章でアリストテレスは、主権(sov^{er}eignty—to kyrion)を国家における評議的部分に帰属せしめている。アリストテレスが、政府を構成する完全な守護者階層に関する叙述において、『評議的で主権的な』という言葉を使ったのはこのような観点からである。」

(B2) 「確かに希望通りのものを想定することは必要ではあるが」の個所に、パーカーは次ぎの注を加えている。

「アリストテレスは、入り江や山脈に囲まれた、狭い領域しか持っていないギリシャのポリス、という観点から思考している。アテナイは、1千平方マイルという領域を持っている点で例外である。コリントは350平方マイルであり、平均的規模は70平方マイルである。」

(B3) 「人々が『国家体制』と呼んでいるもの」の個所に、パーカーは次ぎの注を加えている。

「『国家体制(polity)』は、後に第4巻でアリストテレス自身が述べているように、民主制と寡頭制の混合ないしは中間として描かれている国家体制である。この体制は中間階層に依拠し、その国政選挙権は、武装自弁の者達に与えられる。第4巻では、アリストテレスはこのpolityを、平均的な国家にとって実現可能な最良の国家体制として描いている。しかしこの個所では、上述のように、これと異なった方向を取っているように思われる。すなわちスパルタの国家体制をpolityとは区別し、polity

についてのプラトンの構想を『法律』に関する全般的な不満・批判の中に含めているのである。」

(B4) 「この『法律』においては、最良の国家体制は、……民主制と僭主制から合成されなければならない」の個所に、バーカーは下記の注を加えている。

「この発言は2重にプラトンに対して不当であるように見える。第一に、プラトンは、『法律』においては、理想の国家体制ではなく、理想に最も近い国家体制の形を論じている。第二に、プラトンが合成しようとしている国家形式は、僭主制と、全く国家体制でないような、もしくは最悪の国家体制であるような民主制との合成ではなく、君主制と穏健な民主制とからなる国家体制である。」

(B5) 「より多くの国家体制から合成されている国家体制の方がより優れた国家体制であるから」の個所に、バーカーは下記の注を加えている。

「これはアリストテレスの第四巻における見解と一致していない。すなわち第四巻では民主制と寡頭制の二つの要素からなる polity は平均的な国家にとって実現可能な最良の国家である。他方でアリストテレスはまた第四巻第八章では、polity において結合されている要素より多くの要素を結合するほうがより優れている、と述べている。」

(B6) バーカーは、この章の最後に、『法律』の評議会議員の選出方法について、次のような注を加えている。

「アリストテレスの簡潔な言及の意味をより明確にするために、我々は以下のような注記を加えなければならない。すなわち評議会議員360名の任命に関するプラトンの構想は、三つの連続的段階を含むものである。

(1) 第一段階は予備選挙に関するものである。この段階では、財産評価に基づく四つの階層の候補者について予備的な選挙が、4日連続して行われる。予備選挙のこの段階においては、各々の階層を代表するために選ばれた候補者の数について、プラトンは特定の数を挙げていない。しかしプラトンは、アリストテレスによって描かれているように、投票の階層別方法を提起している。第二段階は候補者の決定選挙に関わるものである。第一段階において予備的に選ばれたすべての候補者の全リスト

が公表される。財産評価に基づく四つの階層の全市民が参加して、各々の階層毎に180人の代表を等しく選挙する。(3) この段階でも過程は終了しない。第二段階は決定選挙ではあるが、選挙自体は完了していない。籤が使用されなければならない。従ってプラトンの構想の第三の、そして最後の段階は、各々の階層の候補者の数を半分に削減するために(すなわち180人から90人に)籤が用いられる段階である。我々はこうしてついに四つの階層の代表者各々90名を手にする。そして彼らは360名の評議会議員を構成する。第一段階において各々の階層毎に等しい数の候補者が予備選挙で選出される、というアリストテレスの示唆は正確さを欠いていることを注記しておこう。」

第七章

さて、さらにその他にもいくつかの国家体制が存在しているが、そのあるものは、素人によって作られたものであり、また他のものは哲学者や市民的政治的指導者によって作られたものである。それらはすべて、以上に述べた二つの国家体制よりも⁵⁴⁾、すでに設立され、また現に統治されている国家体制に、より一層接近しているのである。実際、他の人は誰も子供や妻の共有という事について、また婦人の共同会食について革新的なことを企てた者はなく、むしろそれらの人々は日常に必要な事柄から出発しているのである。というのは、彼らの内のある人々においては、財産に関して正しい制度が設けられることが最も大切であると考えられているから、あらゆる内乱は、この点をめぐって生じると彼らは主張しているからである。こういうわけでカルケドン人のファレアスは、まっさきにこのことを提唱した。事実彼は、市民の財産は平等でなければならないと言っているからである。しかも、このことは、国家が建設されつつあるまさにその時に実行されるならば困難なことではないが、すでに建設されてしまった場合にはかなり困難なことになると考えた。しかしそれでも、持参金について、一方で金持ちはそれを与えるが受けとらず、貧民はそれを受けとるが与えないという策によって、財産は最もすみやかに均等化されるであろうと考えた。もっともプラトンも『法律』を書いた時、ある程度までは、不平等は放任せねばならぬと考えたが、前に

も述べたように、最小の財産の五倍以上を所有することは、市民の誰に対しても許されるべきではないと考えた⁵⁵⁾。

しかし、このような法を制定しようとしている人々も、次の点を見過してはならない。しかもそれは現に見過されていることである。すなわち、財産の額を規制しようとする者は、よろしく子供の数をも規制するのが適切であるということである。というのは、もしも子供の数が財産の大きさに釣り合わない程多くなれば、その法律は廃止されざるを得ないし、またその廃止は別にしても、多くの人々が富者から貧しい人々になることはよくないことであるから。このような人々が改変を企てないというのは難しいことである。確かに、財産の均等化ということが市民的政治的な共同的結合体に対してある種の影響を及ぼすことは、昔の時代の或る人々すら明らかに認めていたところである。たとえばソロンが立法したのもそうであるし、また他の国の間では、人が欲するだけの量の土地を無制限に手に入れることを制限する法律が存在しているし、また同様に、ロクリスにおいては、災難が生じたことを明確に立證しなければ、財産を売ってはならないという法律があるように、いくつかの法律は財産の売却を禁じている。また昔からの割当地を保持すべきとする法律も存在している（その法律が廃止されるや、例えばレウカスにおいては、それはその国家体制を過度に民主制的なものにしたのである。というのは、もはやある特定の財産階級出の者だけが統治職に就くということなくなってきたからである）。しかし財産の平等が存在しえたとしても、その額があまりにも多い場合にはぜいたくな生活が、またそれがあまりに少ない場合には吝嗇な生活が生ずるということがありうる。したがって、立法家たる者が財産を平等にすることだけでは不十分であることは明らかなことであり、むしろその中間を実現するように努めねばならない。しかし、たとえ人がすべての市民に中程度の財産を設定したとしても、それは何の役にも立たない。むしろ財産よりも欲望を均等化すべきであり、しかもこのことは、人々が法によって十分に教育されていなければ不可能なことからである。しかしおそらくファレアスは言うであろう。このことはまさに自分が主張するところである、と。実際彼は、これら二つのもの、すなわち財産の平等と教育の平等という二つの平等が国家には存在しなければならないと考えているからである。しかしながらその教育がいかなるものでなければならぬかを

述べる必要があるのであって、それが「市民に対して」同一のものであるというだけでは用をなさないのである。というのは「市民にとって」同一の教育であることは可能だとしても、その教育が人々を金銭や名誉、あるいはその双方を不当な程に獲得しようと欲する者に仕立て上げる可能性もあるからである。

さらに人々が反乱をおこすのは、ただ単に財産の不平等からだけではなく、名誉の不平等からもそれを引き起すのである。もっとも各々について事情は逆であるが。すなわち、大衆が反乱を起すのは財産の不平等からであるが、上流の人々は名誉の職の配分に関して、それが平等である場合に反乱を企てるのである。そこから、また

卑怯者も勇者も同じ名誉を受く⁵⁶⁾

という言葉も出てくるのである。

しかし人間は生活に必要なもののために不正を働く。ファレアスは、このような不正の救済策は財産の平等化であると考えている。すなわち、そのような方策によって、寒さにふるえたり、飢えたりするために窃盗を犯すということがなくなるというのである。しかし人が不正を働くのはそればかりではない。人々は享樂したり、満たされない欲望を充たそうとするためにも不正を働くのである。というのは、もし彼らが生活に必要な物への欲望よりも大きな欲望を抱くならば、この欲望を満たすために不正を働くからである。さらにまたこのような欲望を満たすためにだけ不正を働くというのではなく、そのような欲望なしでも、苦痛を伴わずに快樂を享受するために不正を働くのである。

それではこれら三つの不正に対する矯正策はどのようなものであるのか。第一のものに対しては、少量の財産と勤勞であり、第二のものに対しては節制であり、第三に対しては、もし人々が自分自身に依って享樂を得ようとするならば愛知（フィロソフィア）においてより外にはそれへの矯正策を見い出すことができないのである。というのは他の快樂は他人を必要としているからである。

確かに人々が最大の不正を働くのは、余分のものを求めるからであって、生活に必要なものを求めるからではない（例えば、人々は寒さにふるえないために僭主になるのではない。人が盜賊ではなく僭主を殺した場合にその榮

譽がより大きなものとなるのもそのためである)。従ってファレアスの国家体制が取った方策は、ただ小さな不正に対する矯正策であるにすぎない。

さらにファレアスは、市民の間で立派な統治が行われるための根拠となる多くの施策を整えようとしているが、他方で近隣の人々やすべての外国人に対しても同様に対処しなければならない。それゆえ国家体制は戦力を念頭において編成されねばならない。しかしこのことについてファレアスは一言も言及していない。また財産についても同様である。すなわち、国内政治のための利用に対して充分であるだけでなく、国外からの危険に対しても充分でなければならない。それゆえ、財産の額は、近隣の、いっそう強大な国の人々がそれを渴望する程多くあってもいけないし——その侵入を防ぐことがその財産所有者には不可能だとしても——。また同等の国が同様な国との戦に耐えられない程乏しいものであってもいけない。確かにあのファレアスは何ら規定する所がなかったが、どれ程の財産が有益かという点は看過すべき事柄ではない。従って財産の最良の限界は、強国が、その多すぎる財産を求めて戦争をしようとしても得にならない程のものであり、またそれだけしか財産を所有していなければ [軍備も不足していると思って] 戦争しても得であると思う程のものである。例えばエウプロスは、アウトブラダテスがアタルネウスを包囲しようとした時、彼 [アウトブラダテス] に勧めて、その場所を占領するのにどれ程の時日を要するかを考慮した上で、その期間の経費を計算するように、と言った。というのは、それよりも少ない金を受けとれば、自分はただちにアタルネウスを放棄してもよいと言ったからである。彼がこう述べたことは、アウトブラダテスを深く考え込ませ、その結果、彼は包囲を中止させることにしたのである。

確かに、財産が平等であることは、市民達にとって互いに反乱を起こさないようにする有益な手段の一つではあるが、しかしそれはいわばその主要なる手段ではない。というのは、上流の人々は、自分達は [皆と] 同等の者ではないと自らを評価して、不平を鳴らすからである。彼らが明らかにしばしば攻撃に出たり、反乱を起こしたりするのもまさにこうした理由からである。さらに飽くことを知らないのが人間の浅ましきであって、確かにはじめはニオボロスだけで充分であったとしても、それがすでに慣習化すると、つねにそれ以上のものが必要となり、遂には際限もなく進んでいくのである。とい

うのは、欲望の本性は、際限がないということであり、大多数の者はそれを満たそうとして生活しているからである。従って、このような問題の出発点は⁵⁷⁾、財産を平等化することにあるよりもむしろ、一方において本性的に優れた人々を、必要以上に獲得しようと思うことのないような者にし、他方において愚かな人々を、過分に獲得することのできない者にすることにある。そしてこのことは、後者の数が比較的少なく、かつ不当な取扱いをうけない場合においては可能なことである。

しかし他方で、彼は財産の平等化についても正しく論じていない。というのは、彼は土地財産だけを平等化しているが、富は奴隷や家畜や貨幣からも成り立っており、またいわゆる「動く財」からなる家財の多くの設備も富なのであるから。従って、これらすべてのものの平等化か、あるいは一定の適度な統制を追求すべきであり、さもなければそれらすべてを放置しておかねばならないのである。

またすべての職人階級は公有の奴隷であって、国家の成員をいささかも補充するものでないということであるならば、その立法から見て、彼が国家を小規模のものにしようとしていることは明らかである。しかし、公共の事業に従事する者が公有奴隷でなければならないとすれば（例えばエビダムノスにおけるように、またディオパントスがかつてアテナイで導入したように）、まさにこのような仕方ではなされなければならない。

こうしてファレアスの国家体制については、以上のことから、彼の主張がいかなる点において正しく、いかなる点において正しくないかを大体において見ることができるであろう。

(B 1) 「財産よりも欲望を均等化する」という個所に、バーカーは次ぎの注を加えている。

「この議論は、プラトンの共同所有制に対して提起された既述の論拠に似ている。アリストテレスは共同所有制に対しても、平等な所有制に対しても、信を置かない。むしろ人々の道徳的性向に影響を与え、財産の正しい使用を確実なものにする道徳的訓練の制度に信を置く。」

(B 2) 「上流の人々は名誉の職の配分に関し」の個所について、バーカーは次ぎの注を加えている。

「後に、第三巻において言及されるアリストテレス自身の原則は、以下のようなものである。すなわち公職は功績に応じて配分されるべきであり、それゆえ比例的平等の原理に基づいて配分されるべきである。というのはこの原理は、人々が国家の安寧福祉に対して為した様々な貢献に応じて、人々にそれに比例した公職を与えるものであるから。さて『教養ある人々 men of education』（本訳では「上流の人々」と訳した、ホイ・カリエンテス）は付加的な何かを寄与するのであって、それは（比例的平等の原理に基づいて）公職の配分において付加的な承認を受け取るべきである。」

(B3) 「僭主を殺した場合は」の個所に、パーカーは次ぎの注を加えている。

「暴君討伐は正当化されるか、という問題は中世および十六世紀において大いに論争されたことである。アリストテレスは暴君討伐の一般的问题を検討していない。彼はただ、ヒッパルコスという暴君を暗殺したハルモディウスとアリストゲイトンに対して払われた、アテナイにおける敬意を想起して、暴君討伐は実際に名誉を与えられた、という事実を語っているだけである。」

(訳者注) この個所の論述は、第四巻第10章の僭主制の第3形態（最も僭主的な形態）の記述に対応していると思われる。「この国家体制は、統治される者の意志に反する国家形態である。というのは、自由人なら誰も心からこのような統治に耐えようとしなからである。」

トマス・アキナスの暴君討伐論は、『キプロス王に宛てた君主統治論』の中で展開されている。その論説におけるトマスの論旨は以下のようである。暴虐な僭主による支配に対しては、被支配者の一部の個別的判断 *privata praesumptio aliquorum* による打倒・刺殺によるのではなく、公の権威 *auctoritas publica* によって僭主を取り替えるべきである。民衆はこれによって正当に王を廃することができる。僭主を退けるこのような民衆は、たとえ以前に永らく僭主に服していたとしても不忠と見なされるべきではない。というのは僭主自身が人民の統治において王としての職務遂行において不忠であり、臣民との契約 *pactum* が維持されないという責任を負っているからである。もし万一僭主に対する抵抗にお

いて、いかなる人的救助も得られない場合は、苦難の救難者、万物の王なる神に依り頼むべし、と。

(B 4) 「エウプロス」について、バーカーは次ぎの注を加えている。

「エウプロスは、BC 350年頃、同時に小アジア北西部の二つの都市アタルネウスとアッススの支配者であった。アリストテレスは、当然彼の運命に興味を抱いたであろう。というのは、彼は347年後の数年間、ヘルミアス（エウプロスの継承者）の客人としてアッススに滞在していたことがあったからである。アリストテレスはこのヘルミアスの姪と結婚した。」

(B 5) 「ニオボロス」について、バーカーは次ぎの注を加えている。

「5世紀、祭日の間、アテナイの各々の市民に劇場の席料として与えられた一日分の手当て」

第八章

エウリュポンの子でミレトス人ヒッポダモス（彼は、諸々の国家の都市区画を考え出した人であり、ペイライエウスの町並整理を行った。その他の生活に関しては、髪を長くして、高価な装飾を身につけ、その上冬期だけでなく夏にも、安くはあるが暖い衣を着て生活し、ある人々には余りに凝りすぎている生活であると思われる程に見栄を追い求めたために、極めて奇異な人物となった人であり、また自然全体についても学者であろうと望んだ人である）は、実際に市民的政治的事柄に携わらなかった人の中では、初めて最善の国家体制について何かを語ろうとした人であった。彼は人口一万人なる国家を計画し、それを三つの部分に分けられるものとした。すなわちその一部を職人階層とし、他の一部を農民階層とし、第三の部分、武器を所有し国土守備を担う層とした。また国土を、聖なる土地、公有地、私有地の三つに分割した。人々が慣行として神々に捧げる捧物を生産する土地が、聖なる土地であり、守備者階層に生計を保証する土地が公有地であり、農民階層の土地が私有地である。また法の種類も三つしかないと考えた。すなわち訴訟が生じる問題は侮辱、損害、殺人という三つの数しかないと考えたのである。また一つの最高の法廷を設置し、そこへ正しく裁かれていないと思われ

るすべての訴訟が持ち込まれるべきだとする法を定めた。そしてこの法廷は一定の選ばれた長老達によって構成されるものとした。また法廷における判決は投票でなされるべきではなく、裁判人の各々が書字板を取って、もし無条件に有罪ならば、そこに刑罰を書き込み、もし無条件に無罪ならば、空白のままとし、もし一面で有害、他面でそうでないと判断するならば、その旨を書き込むべきだと考えた。というのは、現行のものは正しく規定されていないと考えたからである。すなわち、あれかこれかと裁くことによって(裁判人に)偽誓させることを余儀なくさせるからというのである。

さらに国家に対して何か有益なるものを発明した人に、名誉が授けられるようにする法律や、また戦死者の子供には、国庫より扶養が行われるようにする法律を制定した。そしてこの後者の点は他の国においては制定されていないと考えた(しかるにこの法律は、今日アテナイにおいても、その他の国においても存在している)⁵⁸⁾。また統治職はすべて人民(デーモス)によって選挙されるものとした。ここで人民と言ったのは、国家における三つの階層のことである。そして選挙された人々は、公共のこと、居留外人のこと、孤児のことを配慮しなければならないと考えたのである。

以上が、ヒッポダモスの考えた国家組織の大部分であり、かつ最も注目に値する点である。しかし、人はまず第一に、市民の数的な分割について問題にするであろう。というのは、職人階層や農民階層や武器を所有する階層はすべて国家体制に関与するのであるが、農民階層は武器を持たず、また職人階層は土地も武器も持たないのであるから、彼らは、武器所有者階層のほとんど奴隷のような者になるからである。それゆえ彼らがすべての役職に関与することは不可能なことである(というのは、将軍も市民警護官も、また、いわば最高の統治職も武器を所有する階層から任命せざるを得ないからである)。しかし、彼らが国家体制に参加しないとすれば、彼らはいかにしてこの国家体制に好意を抱くことができよう。だが「しかし、武器を所有している階級は、他の二つの階級よりも強力でなければならないのだ」というのである。しかしこのことは、彼ら(武器所有者)の数が多くなければ容易なことではないであろう。しかしたまたもし彼らの数が多くあれば、なにゆえに他の階層の人々が国家体制に関与したり、統治職の任命に決定権を持たなければならないのか。さらに農民階層は、いかなる点において国家に有用であるの

か。なる程職人階層は存在しなければならず（というのは、どの国家も職人達を必要としているから）、また他の国家におけるように、職人はその技術によって生計を立てることができる。しかしもし農民階層が、武器を所有する階層に食糧を供給するならば、彼らは当然国家の一構成部分であるが、しかしこの場合においては、彼らは私有地を所有して、これを自分のために耕作するのである。さらに、戦士達に食糧を供給する公有地が、もし戦士達自身によって耕作されるものとするならば、戦闘を行う階層と農耕を行う階層との間には、この立法家が望んでいるような相違は存在しないことになるであろう。さらに、もし私有地の耕作者とも戦士階層とも異なる或る人々が存在するとすれば、これらの人々は、何事にも関与しないで、国家体制に無縁の、国家の第四の部分となるであろう。しかし、もし人が私有地を耕作する者と公有地を耕作する者とを同一の人とするならば、各人が耕作すべき土地からの収穫物の量は、二家族を養うには不十分であろう。さらに何故に、同じ農地から、また同じ割当地から自分自身のために食糧を受け取るだけでなく、戦士達にもそれを供出しないのであろうか。従ってこれらの問題すべてに大きな混乱が含まれている。

さらに裁判の判決に関する法律も正しくない、すなわち、告訴状が無条件的に「有罪として」書かれている場合にも、「裁判人が正しいと思えば」条件的な仕方でも判決を下し、もって裁判人を仲裁者にしようとするのは正しくない。もっとも、このことは、仲裁においてならば、仲裁者が多数いたとしても可能である。（というのは、彼らは判決についてお互いに相談するからである）。しかし、法廷においてはそれは可能ではなく、むしろ多くの立法家達は、裁判人達がお互いに相談しないように、これとは反対の処置を設けているのである。さらに、裁判人が、「被告は」損害賠償の義務ありと考えるが、その額は原告の考える程のものではないと考える場合、判決が混乱に陥らないとどうしていえるだろうか。実際、一方の原告は二十ムナーを要求しているのに、他方の裁判人は、十ムナーと判決するし（あるいは前者はそれより多く、後者はそれより少なく）、また他の裁判人は五ムナーとし、あるいは四ムナーとするだろう。そしてこのようにして裁判人達は賠償金を割っていくことは明らかである。またある裁判人は、全額賠償の判決を下し、また他の裁判人は一銭も支払う義務なしと判決を下す、とすれば、これらの投票を考量する

方法はどのようなものであろうか。また告訴状が無条件的な仕方でも [そこには] 偽証を強いるものは何もない。そしてそれは当然なことである。というのは、無罪と宣告した者は、被告人は一銭も支払う必要なしと裁定するのではなく、二十ムナーを支払う必要はないと裁定するのであるから。むしろ被告人は二十ムナーを支払う必要はないと思っていながら彼を有害として裁定する者こそ、まさに偽誓を犯しているのである。

また、国家に有益なことを考案した人に対して、ある種の栄誉を授けるべき点に関する点に関しては、このような立法は安全なものではなく、ただ耳ざわりが良いだけである。というのは、それは誹謗中傷 (シュコパンティア) を生じるかもしれないし、場合によっては、国家体制の動揺を招くかもしれないからである。しかしこの点はまた別の論点に関わり、別の考察を必要とする。というのは、ある人々は、たとえ他の法律の方がいっそう優れたものであったとしても、父祖伝来の法律を変更することが、国家にとって有害であるか、それとも有益であるかを問題としているからである⁵⁹⁾。それゆえ、もし変更することが有益でないならば、上述のことをすぐに許容することは容易ではないであろう。実際、ある人々が法や国家体制の廃棄を共通の善として提案することもありうるからである。

そこでこの問題に言及した以上、さらにもう少しこの点について説明した方がよいであろう。というのは、前に述べたように、それは難問を含んでいるからであり、また改変することは、よりよいことだと思われているからである。実際、知識の他の分野においては、改変することは有益だったのである。たとえば、医術や体育やまた一般にすべての技術や能力も、父祖伝来のものから改変されたものは有益なものとなったように。従って国家の統治術もこれらの術の一つであると見なされるべきであるから、これについても同様の事態でなければならないことも明らかである。また人は事実そのものの中にその証拠が存在すると言うであろう。というのは昔の法はあまりに単純で野蛮であるから、というのである。実際ギリシャ人達はいつも武器を身に帯びていたし⁶⁰⁾、お互いに妻を買っていた。また古の法で、どこかに慣習法として残っているものは、全く馬鹿げており、たとえば、キウメにおいては、殺人に関して、殺人の告訴人が、自分の親族から一定数の証人を提供

するならば、被告人は殺人罪に処せられるという法律がある。また一般的にみて、すべての人が求めるものは善いものであって、単にそれが父祖伝来のものであるというだけではないのである。また最初の人間達が、大地から生れた者であるにせよ⁶¹⁾、ある破滅から生き残ってきた者であるにせよ⁶²⁾、大地から生れた者について語られているように、彼らは、平凡な人、あるいは思慮の足りない人と異なるところがないようにみえるのである。従って彼らの見解のうちに留まることは理に適わないであろう。

これに加えて、成文法ですら、不動のものとしな方がよい。というのは、他の専門知識の場合と同様に、国家の組織についてもすべてが正確に書かれることはありえないからである。なぜなら、それは一般的に書かざるを得ないが、諸々の実践は、個別的なものに関わるからである⁶³⁾。

従って以上のことから、法律のあるものは、場合によっては変更されるべきであることは明らかなことである。しかし別様に考察すれば、このことは多大の注意を要することであるとも考えられる。なぜならば、法によってもたらされる改善が小さなものである時は、法律を軽々しく廃棄することに慣れるのは悪いことであるから、立法家や統治者の二・三の誤りを黙認すべきであることは明らかなことである。というのは、法を変更することによって人が受ける利益は、統治者への不従順に慣れることによって生じる不利益ほどには大きくないからである。また技能から推量された証明もまちがっている。なぜなら技能を改変することと法を改変することとは同じではないからである。なぜなら法は、それに従うようにさせる力を、習慣（エトス）以外には持たないからであり、またこの習慣というものは、多くの時間を経過しなければ生じないものであるから。従って現存の法律から別の新しい法律へと軽々と移っていくことは、法の力を弱いものにするのである。さらに法が変更されるべきだとしても、法のすべてが、またすべての国家体制において変更されるべきであるのか、それともそうでないのか、またその変更は誰にでも許されるのか、それとも或る人々にだけ許されるのか、これらのことは極めて大きな問題である。それゆえ、その考察は別の機会に譲り、今はこの点の考察を止めることとしよう。

一
二
七

(B1) ミレトスのヒッポダモスについて、バーカーは次ぎの注を加え

ている。

「彼の生地ミレトスは、BC430年以後すぐに、適切な規模で、しかも幾何学的な街路を持った都市として建設された。おそらく彼はその方法をミレトスにおいて学び、それをアテナイに持ち込んだのであろう。そしてアテナイで、アリストテレスがここで言及しているような都市計画についての作品を書いたのであろう。」

(B2) 「裁判人が互いに相談しないように」の個所に、パーカーは次ぎの注を加えている。

「アリストテレスは大勢の裁判人——数百人になるかもしれない——を含む民衆法廷を想定している。彼はまたこれらの裁判人が個々別々に投票し、互いに相談することが妨げられていることを想定している。このような状況では、条件付き評決にとって必要となる会議はありえないし、それゆえ条件付き評決もありえないのである。」

第九章

ラケダイモン人の国家体制とクレテ人の国家体制について、またおそらく他の国家体制についても、二つの点が考察されるべきである。その一つは、最良の国家体制という点に照らして、それらの内の何かが正しく立法されているか、それともそうでないか、ということであり、他の一つは、彼らの前に置かれている国家体制の根本原理やその作風に照らして、何かがそれらのものに背馳して立法されているかどうかという点である。

さて、市民的政治的統治が正しく行われることを望む国においては、生活必需事項から解放された閑暇が存在しなければならないということは、一般に承認されているところである。しかしそれがどのような仕方であるべきか、については容易には把握しえないことである。実際、テッサリアのペネスタイと呼ばれる被征服民は、しばしばテッサリア人に反抗したし、また同様にヘイロータイという隷属民もラコニア人に反抗した（すなわち、彼らは絶えずラコニア人達の災難を待構えていたようなものであった）。しかしクレテ人の場合には、このようなことはいまだ生じたことがない。その原因はおそらく、近隣の国家が、たとえお互いに戦争をしていたとしても、その反抗

民の同盟者にならなかったことにあるのであろう。彼らは自分達もペリオイコイ（隷属民）を持っていたので、彼らに加担することは、自分達の利益にならないと考えたからである。ところがラコニア人にとっては、近隣の国々、すなわちアルゴス人、メッセネア人、アルカディア人はすべて敵であった。またテッサリア人においても、隷属民達はその初期において反乱を起したのは、テッサリア人がアカイア人やペライビア人やマグネシア人という隣国と戦争をしていたからである。

しかし、その他の問題は別としても、彼ら隷属民に対してどのような対応をなすべきかという、彼らへの配慮の問題は、極めてやっかいな問題であるように思われる。というのは、彼らは安逸を与えられると傲慢になり、自分達を主人達と同等なものであるとみなし、また悲惨な生活に置いておくと、反抗し憎悪する。従って隷属民（ヘイロータイ）に関してこのような事柄が生じているところでは、最善の方法が見い出されていないことは明らかである。

さらにまた、婦人に関する放任は、国家体制の意図された目的からみても、また国家の幸福にとっても有害である。なぜなら、夫と妻が家の構成部分であるように、国家もまた男性群と女性群とのほぼ二つに分割されるものと見做さざるを得ないのは明らかである以上、婦女に関する事柄がうまくいっていないような国家体制においては、国家の半分が無法の状態に置かれていると見做さざるを得ないからである。まさにこのことがかのラケガイモンで生じたのである。すなわち、その立法家は、国家が全体として忍耐強くあることを望んだのであり、確かに男性に関してはあきらかにそのようになることを希望したのであるが、女性に関しては全く関心を払わなかったのである。実際、女性達は、あらゆる放縦に放縦を重ね、放蕩三昧の生活をしているからである。

従って、このような国家体制においては、富が尊重されざるを得ないのであって、とりわけ、武を重んじる好戦的な民族の多くのように、女性達に御せられているような事情の国においてはなおさらそうである。ただし、ケルト族や公然と男性の同性愛を尊重した他の民族の場合は別であるが、実際、神話を最初に物語った人が「軍神」アレスとアフロディテとを一つに結び合わせたのは不当なことではないように思われる⁶⁴⁾。というのは戦を好むこのような民族はすべて、男性か女性かに対する性的交渉に心を奪われるからであ

る。それゆえ、ラケダイモン人達の間にもこのような事が行われていたの
あり、彼らの覇権の時代には⁶⁵⁾、多くの事柄が女性達の手によって管理されて
いた。しかしながら、女性達が統治するのと、統治者達が女性達に統治され
るのと、どれ程の相違があろうか。いうまでもなく同じ事が生じるのである。
また大胆さというものは日常的な事柄に対しては全く無用であり、もし何か
に役立つとすれば戦争に対してであるが、しかしこの点に関してスバルタ
の女性達は最も有害であった。彼女達はテバイ人の侵入の時にそれを実証し
た。というのは、彼女達は、他の国家におけるのと同様に、全く役に立たな
かったばかりか、敵軍以上に混乱をひき起こしたからである⁶⁶⁾。確かにラケダ
イモン人の中には、当初から婦人の放縦が存在したのは当然のことであつた
と思われる。なぜなら彼らはアルゴス人との戦争や、さらにアルカディア人
やメッセネ人との戦争に従事したので、遠征のために長期にわたって家を離
れて国外にあつたし、戦が終つて暇になつた時、軍隊生活（実際、これは多
くの徳の部分を含んでいる）によって訓練を経た彼ら自身は立法家に身を委
ねたのであるが、しかし女性達の方は、リュクルゴスが法によって監督しよ
うと試みたが、女性達がそれに抵抗したので、彼はその試みを放棄したと伝
えられているからである。こうして、これらの事柄が、当時起つた事柄の原
因であり、従つてまたこれらの失敗の原因でもあることは明らかなことであ
る。しかしながら、我々が考察していることは、誰を容赦すべきか否か、で
はなく、何が正しいか、正しくないか、である。

そして女性に関する事柄の不適切な状態は、先にも述べられているように、
国家体制そのもの見苦しさをもたらすだけでなく、金銭愛を養うことにあ
る程度寄与しているように思われる。すなわち、今指摘された事柄に次いで、
人は財産の不平等に関する事態を非難するであろうから。というのは、彼ら
のうちのある者はあまりに多くの財産を所有するのに対して、ある者は全く
僅かな財産しか所有しないという事態が生じているからである。そのため土
地は少数の者の手に歸したのである。またこの財産に関する事柄は法律によ
つても拙く規定されている。というのは、立法家は現存する土地を売買する
ことを不当としたのであるが、そしてその点は正当なことであつたが、それ
を贈与したり遺贈したりする権能を、それを欲する者には誰にでも与えたか
らである。しかしながら、売買の場合でも遺贈の場合でも同一の結果が生じ

ざるを得ない。そして女子相続人が多数となり、しかも大きな嫁資を与えられたために、すべての土地のほとんど五分の二が女性のものとなっているのである。しかしながら、嫁資については、これを全く与えないか、あるいは僅かな額、または適度な額だけを与えると規定した方がよかつたであろう。しかし現在は、父親は自分の望む人に、その人が誰であれ、女子相続人を与えることが許されているし、もし遺言を残さずに死んだ場合は、彼が相続人として指名した者が自分の好む者に彼女を与えることになっている。それゆえ、その土地は千五百人の騎兵と三万人の重装歩兵とを養うことができるのに、その数は千人に満たなかつたのである。そしてこのような制度に関わる状況が彼らにおいては貧弱なものであつたということは、事実そのものによって明白となつた。すなわちその国家は一度の攻撃にも耐えきれなくて⁶⁷⁾、兵士数の過少のために滅びたのである。また昔の王達の時代には市民以外の者にも国政参加権を分ち与えたので、当時は長期間戦つても人口過少になることはなかつたと言われているし、またある時代にはスパルタ人の市民は一万人も達したと言われている。しかしながら、これらの事柄が真実であろうとなかろうと、国家は財産を平等化することによって男子の数を増やした方がよいのである。また出産に関する法律もこのような改革に反するものである。というのは、その立法家は、スパルタ人ができる限り多数となることを望んで、市民達にできる限り多くの子供を生むことを奨励したからである。実際、彼らの間では、三人の息子を持った者は兵役を免除され、四人の子供を持った者は一切の租税を免除されるという法律があるのである。しかしながら、多くの子供が生まれ、それに応じて土地が分割されるならば、必然的に多くの者が貧しくなるのは明らかなことである。

ところで、監督官制（エフォロス制）に関する事柄もよろしくない。すなわち、この統治職は、彼らにとって最も重要な事項を自ら決定する力を持っているが、彼らは人民全体の中から選ばれるので、その結果しばしば極めて貧しい人々がこの統治職に就任することとなり、従つて彼らはその貧しさゆえに常に買収されていたからである。このことは以前にもしばしばあつたことであるが、今日でもアンドロス事件においてそれを示したのである。実際、彼らの或る者達は金の力によって墮落させられ、自分達の権力の及ぶかぎり、国家全体を破壊したし、さらにその統治権力はあまりに大きく僭主にも等し

い力であったので、王達ですら彼らのご機嫌を取らざるを得なかった。その結果、このような原因によっても、他の原因と重なって国家体制を損なったのである。というのは、貴族制から民主制が生じつつあったからである。統治職のこの部局は確かに国家体制を結束させるものである。——実際、民衆はこの最高の統治職に関与することによって平穩を保つのであって、この制度が立法家の手によって作り出されたのであれ、あるいは偶然によって生じたのであれ、この組織は国事に役立っているのである。というのは、国家体制を維持しようと望むならば、国家を構成するすべての部分が、その国家体制が存在しかつそのままそれが存続することを望まねばならないからである。確かに王達は彼ら自身の榮譽のゆえに、紳士賢人達は長老職のゆえに、このような意向を持っている（というのは、その統治職は、卓越した力量に対する褒賞であるから）。ところが民衆は、監督官職のゆえに、このような意向を持っている（というのは、この職は、すべての人の中から任命されるからである）。——しかしこの統治職はすべての人の中から選ばれる必要があったが、現在行われているような方法で選ばれるべきではない（それはあまりに子供じみたやり方であるから）。さらに彼ら監督官達は、普通の人々であるにもかかわらず、重大な裁判の判決に対して最高の決定権を持っているのであるから、自分自身の判断にもとづいて判決を下すのではなく、書かれた規則と法にもとづいて判決を下す方がより優れている。さらに監督官の生活態度も国家の目的にそぐわない。というのは、その生活はあまりに放縱であるのに、他の人々においては、生活はむしろ過酷な程に厳しいものとなっていて、その結果、彼らは耐えきれずに、ひそかに法を逃れて肉体的快樂を享受しているからである。

また彼らラケダイモン人においては、長老会という統治職に関する事柄も妥当ではない。確かに長老達が優れた人物であって、男子としての美德に対して十分に陶冶された人々であれば、おそらく人は彼らが国家にとって有益であるということができであろうが、終身、重大裁判の判決権を握ることには議論の余地がある（というのは、肉体の老衰があるように、知性の老衰もあるから）。しかし立法家自身が彼らを立派な人間ではないとして不信の目をもって見るような程度にしか彼らが陶冶されていない場合には、それは安全なこととはいえないであろう。またこの統治職にかつて参与したことのあ

る者が、賄賂を取り、情実に動かされて公共の多くの利益を裏切ったことはよく知られたことである。それゆえ、彼らが執務報告義務を免除される者でない方がよいのである。しかし現在、彼らはその義務を免除されているのである。また監督官という統治職は、すべての統治職の執務報告を審査することができると考えられているが、これは監督官職にあまりにも大きなものを賦与することになるのであって、すべての統治職の執務報告審査は、このようなやり方でなされるべきではない、と我々は主張しているのである。

さらに、彼らが行っている長老の選出もその選出方法に関しては子供じみているし、またその統治職に値すると思われている人が自らそれを要求するのは正しくない。なぜなら、統治職については、それを欲するか否かにかかわらず統治職に値する者が統治の任に就くべきであるから。ところが現にその立法家は、明らかに他の国家体制に関して為していることと同じ事を行っているのである。すなわち彼は市民達を名誉心に富む者とし、長老達の選出にそれを利用しているのである。というのは、名誉心のない者は誰も統治職に就くことを要求しないだろうから。しかしながら故意の不正の大部分は、ほとんど人間における名誉心と金銭愛から生じているのである。

また王制についても、それが国家に存在している方が良いのか、それとも良くないのかは、別に論ずることとしよう。しかし現在行われているようにではなく、王の各々が彼自身の生活態度を根拠として選ばれる方が良いことは確かなことである。だが立法家自身、王達を人品卑しくない優れた人物(カロス・カガトス)にすることができるとは思っていないことも明らかなことである。少くとも立法家は、彼らが十分に立派な人物ではないとして、信用していないのである。それゆえに、人々は王に敵対する者を同伴大使として派遣し、王達の間が不和であることが国家を安全にすると考えたのである。

また、いわゆるフィディティアと呼ばれる共同食事についても、最初にそれを設けた人によって正しく立法化されたとはいえないのである。なぜなら
一
二
一
このような会合は、むしろクレテにおけるように公けの費用によって支弁されねばならなかったからである。しかしラケダイモン人の間では、ある人々は非常に貧しくてこの費用を支払うことができないにもかかわらず、各人がその費用を賄わねばならないのである。その結果、立法家の意図したものと反対の結果が生じているのである。すなわち立法家は、共同食事の制度が民

主制的であることを望んでいるが、しかし以上のように立法化されれば、少しも民主制的になっていないのである、実際、極度に貧しい者はこれに参加することは容易ではない。しかしこの〔会食への〕分担金を支払うことができない者は国政に参加することができないというのが国家体制に関わる彼らの父祖伝来の基準なのである。

また、海軍提督に関する法に関しても、他の人々はこれを非難したが、その非難は正当なものである。なぜならその法律は内紛の原因となるからである。実際、提督という職は、恒常的な將軍である王に加えて、ほとんどもう一つの王位を設立したことになるからである。

また人は以下の点でその立法家の根本原理を非難することができるであろう。そしてまさしくこの点こそプラトンがその『法律』の中で批判したところのものである⁶⁸⁾。すなわち法律の全体系が軍事に関する卓越的力量という、人としての卓越的力量の一部を目標としているという点である。実際そのような卓越的力量は征服することに役立つものである。それゆえ彼らは戦争をしている時は自らの身を無事に保っているが、覇権を握るや、閑暇な生活を送るすべを知らないために、また戦闘の訓練とは別の、より高尚な生活にも淘汰されていなかったために滅びたのであった。しかしこれに劣らぬ誤りがある。すなわち、彼らは、人々が手に入れようとする諸々の善は、悪徳よりも美德によって生じると考えており、そしてこの点では正しいのであるが、これらの善が美德そのものよりも優れたものであると見なしている。そしてこの点において正しくないのである。

またスパルタ人の中での公共の財産に関する事柄も宜しくない。というのは、大きな戦争を戦わざるを得ない場合にあっても、彼らの国庫には何も残っていないばかりか、戦時特別税の払いも悪いからである。なぜなら、大部分の土地がスパルタ人の個々人の手の中にあるため、彼らは相互にこの特別税の課税を厳しく調査しないからである。立法家にとっては、公益と反対の結果が生じたわけである。すなわち彼は国家を無一文とし、個人を守銭奴としたのである。

こうして、ラケダイモン人の国家体制については以上のことで説明したこととしよう。実際これらの事柄が、人が非難しうるであろう主要な論点である。

(B1) スパルタの監督官制(エフォロス制)について、バーカーは次ぎの注を加えている。

「五人のスパルタのエフォロス、すなわち監督官はスパルタの国家体制に対して全般的な監督権限を有していた。カルヴァンとアルトジウスからフィヒテに至るまで、究極的に国家の行為を統制する、最高評議会あるいは最高法廷という形において、スパルタのエフォロスの模倣形態を擁護しようとした。」

(訳者注)長老制について、ソンダース Trevor J. Saunders の注を加えておく。

「長老制 Gerousia, senate は、二人の王と六〇歳以上の二八人の長老から構成される。後者は、終身職であり、個人の功績に基づいて、スパルタ人によって、スパルタ人の中から、あるいはその貴族的な成員の中から選ばれる。長老会は、とりわけ重要な訴訟における裁判において広範な権限を持っていた。またおそらく民会のための事務を準備する権限も有していた。」

(B2) スパルタの王制について、バーカーは次ぎの注を加えている。

「スパルタの君主制(二人の王が同時に統治する二頭の君主制)は、ヘラクリドス家に属する者に限定され、かつ年長者優先の原則によって継承されていく世襲的公職であった。プルタルコスによれば、リュサンドルスは(BC四世紀の初めに)、王職はある種の主宰職presidency的公職に転換されるべきであり、血統に依らず功績有る者に開かれていなければならない、とする見解を提出していた。ニューマンの注によれば、アリストテレスはこの見解に同意しているように思われる。」

(B3) バーカーはこの章の最後に、「政治学における意志 will ないしは同意 consent に関するアリストテレスの見解」と題して、次ぎの注を加えている。

「この重要なアリストテレス的思考—意志は国家の基礎である—は、‘association’(これは、コイノーニア *κοινωνία* に対するバーカーの訳語である)の概念全体の中に含まれている。またこの思考は絶えずアリストテレスによって繰り返し言及されている。それは第四卷第九章(そこでは、国家体制の混合形態は、そのあらゆる構成部分の意志に依拠して

いる、と言われている)に登場しているし、第四卷第十二章(そこでは、すべての国家体制に共通の原理として、国家体制の存続を望む構成部分がそれを望まない構成部分よりも強力でなければならない、と述べられている)にも登場している。また第五卷第九章にも同様な表現が見られる。以下のことが注目されるべきであろう。すなわちアリストテレスは時々国家体制のすべての構成部分の同意を想定しているが、時にはその主要な部分の同意だけを想定している。おそらく我々は、アリストテレスは、すべての国家体制にとってはその主要な部分の同意を、混合形態の国家体制にとってはそのすべての部分の同意を、想定している、と言ってもよいであろう。」

(訳者注) この論点については、トマス・アキナスも『政治学』のこの箇所を引証して、次のように述べている。「或る都市国家 *civitas* もしくは民族国家 *gens* における君主達の善き秩序づけに関しては、二つの点に注意しなくてはならない。その一つは、すべての者が統治になんらかの仕方に参加することである。というのは、このことによって人民の間に平和が保たれ、すべての者がこうした秩序づけを好み、大事にするからである。」(Summa Theologiae, II-1, q105a1) また同じくトマスの『政治学』注解の以下の部分も参照すべきであろう。「それゆえ言葉が人間に与えられているのは自然によってであり、また言葉は、人間が相互に有益なことと有害なこと。正義と不正義、その他このような事柄において共同の意志を持つように秩序付けられている以上、また自然はなにものも無駄には作らないのであるから、人間がこれらの事柄において相互に共同の意志を持つのは自然本性的なことであろう。しかしこれらの事柄において共同の意志を持つことこそが、家と国家を作るのである。Communicatio in istis facit domum et civitatem」(Politicorum Aristotelis expositio, 37) 「しかし『倫理学』第二巻に言われているように、人間の諸々の卓越的力量は鍛錬によって獲得されるものであるように、国家も人間の意識的な努力によって設立されるものである。Civitates sunt institutae humana industria」(Ibid., 40)

(訳者注) 「ある時代にはスパルタの市民は一万人も達した」の個所の一万人が、完全市民権を持った成年男子を意味しているのか否かについ

ては、議論のあるところである。V. エーレンベルグの推計によれば、BC 480—460年までは、完全市民数4千から5千、不完全市民数五百、家族を含めた市民数1万2千から1万5千。BC 371年の時点では、完全市民数2千5百から3千、不完全市民千5百から2千、家族を含めた市民数7千から9千、ペリオイコイ4万から6万、ヘイロータイ14万から20万、合計の人口19万から27万である。

(V, Ehrenberg, *The Greek State*, London 1969, p 31)

第十章

他方、クレテの国家体制は、確かにラケダイモン人のそれに非常によく似ていて、二・三の点においてはそれに劣らないのであるが、大部分は完成度において劣っている。というのは、ラコニア人の国家体制は、クレテのそれを模倣したと思われるし、またそのように言い伝えられているからであって⁶⁹⁾、古いものの大部分は、新しいものよりも細部において完成していないからである。実際、人々が言うところによれば、リュクルゴスはカリロス王の後見役を辞して外国へ出た時、同族関係に依ってその後の期間の大部分をクレテで過した。というのは、[クレテの]リュクトス人はラコニアの入植者であったからである。この入植地に入った人々は、当時すでに定住していた人々の間に法律の体系が存在していたことを見いだした。それゆえ現在でもその地の隷属民（ペリオイコイ）は、ミノスはその法の体系を最初に作ったと信じて、それらの法を今も同じように用いているのである。またこの島は、地勢的に良い位置にあるので、ギリシャを統治するのに適した自然的条件を持っているように思われる。というのはその島は、すべてのギリシャ人の居住地を抱擁している海全体に跨って横わっているからである。実際、一方においてはペロポネソスからそれ程離れてはいないし、他方ではアジア方面においてトリオピオン地方やロドス島からそれ程離れてはいない。従ってかのミノスはこの海の覇権をも手に入れ、島々を征服したり、植民地にしたりしたが、最後にはシケリアを攻撃し、その地のカミコスで生涯を閉じた⁷⁰⁾。

さて、クレテの国家制度はラコニアのそれに類似している。すなわち農業に従事するのはラコニアにあってはヘイロータイと呼ばれる隷属民であり、

クレテ人にあってはペリオイコイと呼ばれる隷属民である。また双方において共同食事の制度も存在している。そしてラコニア人は昔はこれをフィディティアと呼ばないで、クレテ人のようにアンドレイアと呼んでいた。これによってもそれがその地より由来したものであることは明らかである。さらに国家体制の組織も似ている。すなわち、一方のエフォロスという監督官は、クレテにおいてコスモイと呼ばれている長官と同じ権能を有しているのである。ただエフォロスが五人であるのに対して、コスモイは十人であるという点が異っている。またラコニアの長老会は、クレテ人がブーレー（評議会）と呼んでいる長老会に相当する。王職もかつては存在していたが、後にクレテ人はこれを廃しコスモイが戦事における支配権を掌握している。また民会にはすべての人々が参加することになっているが、それは、長老やコスモイの決定したことを追認する以外のいかなる権能も有していないのである。

さて、共同食事に関わる事柄は、クレテ人の方がラコニア人達よりもすぐれている。というのは、ラケダイモン人においては、各人が頭数に即して定められた額を支払うことになっており、それができない者には、前にも述べたように、法は彼に対して国家体制に関与することを禁じている。それに対してクレテにおいてはもっと共同的におこなわれているのである。すなわち、公有地から生ずる農作物や家畜およびペリオイコイが納める貢納物のうちより、ある部分は神々と公共事業に割り当てられ、またある部分は共同食事に割り当てられ、従って妻も子供も夫もすべて国庫より養われることとなっている。また立法家達は、小食を有益と考えて、そのために多くの策を考案したが、さらに、多産しないために男を女から分離する策も講じ、男子の同性愛の制度も設けたが、それについては、この策が悪いものであるか否かを考察すべき別の機会があるであろう。従って共同食事に関する事柄は、ラコニア人においてよりもクレテ人においての方がはるかに良く規定されていることは明らかなことである。

しかしながら、コスモイに関する制度は、監督官（エフォロス）に関する制度よりもはるかに劣っている。というのは、監督官職が有する欠陥はこれらの人々の間にも存在するが（事実、凡俗の人がそれに成るから）、かの地で国家体制に有利に働くものが、この地では欠けているからである。というのは、かの地では選挙がすべての人の中から行われるために民衆が最大の統治

職に関与し、それによって国家体制の存続を望むのであるが、この地ではコスモイをすべての人の中から選ぶのではなく、ある特定の氏族から選ぶのであって、また長老達をもかつてコスモイであった人々の中から選び出すからである。しかしこれらの長老達についても、人はラケダイモンにおいて長老となった人々に対するのと同じ論評を加えることができる（すなわち執務上の責任を問われないことや終身であることは、彼らにとって自らの価値以上の特権であり、成文法に従うのではなく、彼ら自身の判断に従って統治するのは危険なことである）。しかし民衆がそれらの職に関与しないのに平穏であるということは、それらが立派に規定されている事の証拠ではない。というのは、コスモイは、島に居住していて彼らを墮落させる人々から離れているので、エフォロス（監督官）におけるような利得を全く得ていないからである。

またこのような欠陥に対して彼らが用いている矯正策は奇妙なものであり、それは市民的政治的なものでなく、閥族制的なものに属するものである。というのは、しばしば統治職の同僚同士か、また私人達の幾人かが結社を形成してコスモイを追い払うからである。またコスモイはその任期の半ばでもその職を辞することが許されている。たしかにこれらのことはすべて、人の意向に従ってなされるよりも法の定めるところに従ってなされる方がよい。なぜなら人の意向というものは安全な尺度ではないからである。しかし何よりも最悪な策は、有力者によるコスモイの職権停止であり、それはしばしば彼らが罰を免れんとする時に設けられるものである。この点においても彼らの国家組織は、或る点において国家体制の要素を持ってはいるが、国家体制というよりもむしろ閥族的支配制であることは明らかである。これらの有力者達は民衆や友人達を徒党に分けて無政府状態をつくり出し、争乱をひきおこして互いに反乱を起こすことを常としている。しかしながらこのような状態は、ある一定期間国家がもはや国家としては存在せず、市民的政治的共同性が解体されているのと、何の異なるところがあろうか。しかしそのような状況にある国家は、それを攻撃しようとする者がいて、そうする能力がある場合には、危険な状態にある。しかし、クレテは、すでに指摘されたように、その地勢のゆえに救われている。というのは、遠く離れているということが、外国人を遠ざけることに役立っているからである。それゆえにまたかのペリオイコイという隷属民はクレテ人の間で平穏であった。それに対してラコニ

アのヘイロータイはしばしば反乱を起しているのである。実際クレテ人は海外への覇権に関与しなかった。他国との戦争がこの島に及んできたのは最近のことであり、これがまたこの島の法の弱点を明らかにしたのである。

では以上によってこの国家体制に関する我々の議論は終ることとしよう。

(B) 「結社を形成して」の個所について、バーカーは、この結社を「連盟 confederation」と訳して、以下の注を加えている。

「このような連盟権の行使は、昔のポーランドの国家体制において、反政府的なポーランドの貴族によって形成された‘連盟’を我々に想起させる。以下に言及されている、コスモイ職の停止を宣言する行為はまた、ニューマンも述べているように、改革以前のポーランドのリベルム・ベトー liberum veto を我々に想起させる。」

第十一章

カルタゴ人も立派な国家体制によって統治されているように思われており、他の国と比べても多くの卓越した点を持っており、とりわけその若干の部分はラコニア人のそれによく似ているように思われる。事実これら三つの国家体制、すなわちクレテのものと、ラコニア人のものとカルタゴ人のものは、互いにある意味において近似しており、その他のものとは非常に異っている。そして彼らカルタゴ人の間に設けられた制度の多くは立派に機能している。彼らの国家体制が良く定められていることの証拠は、民衆がこの国家体制の組織をしっかりと支持していて、語るに足る程の騒乱も僭主も生じたことがないということである。

さてラコニアの国家体制に非常に似た点がある。すなわちフィディティアに似た同朋集団の会食制度があり、またエフォロス（監督官）に似た百四人会の統治があり（ただしそれはラコニアのそれよりも劣っているわけではない。というのはラコニアでは、監督官は普通の人から選ばれるのに、この統治職はその人の資質の良さによって選ばれるからである）、また王や長老は、かの地の王や長老に対応している。そしてカルタゴの王達は、同一の氏族に属するということや凡庸な一族の出であるということに基いて選ばれるので

はなく⁷¹⁾、優れた一族がいる場合に、その中から選ばれるのであり、しかも年齢に基いて選ばれるのではない。そしてこれらの点において [かのラコニアの制度] より優れたものである。というのは、王達は重大な事項を決定する権限を有する者として任じられるのであって、もし彼らがつまらない人間であるならば、重大な損害をもたらすことになり、現に王達はすでにラケダイモン人の国家に大きな損失をもたらしたからである。

こうして、カルタゴの国家体制について、それが正しい国家体制から逸脱しているとして非難される点の大部分は、すでに言及された国家体制に共通に見い出されるものである。しかし、貴族制および「国家体制」の根本原理からみて、非難されるべき面の一方は、それが民主制の方により多く傾きすぎている点であり、他方ではそれが寡頭制の方に傾きすぎている点である。すなわち、王達は、長老達と協力して、彼ら全員が一致する場合には、ある問題は民衆（デーモス）に提出し、他の問題は民衆に提出しないというような権限を有するのであるが、もし彼らが一致しない場合には、民衆がこれらの問題を採決する権限を有するのである。さらにこれらの者が提出する事項に関しては、統治職によって決定された事柄を民衆が聞き知ることを許容するだけでなく、民衆はこれらの問題を決定する最高の権限を有しており、望む者には誰にでも提出された事項に反対することが許されている。そしてこの点は他の国家体制においては存在しないものである。他方で、多くの且つ重要な事項を決定する権限を有する五人会が互選によって選ばれるということ、またこの統治職が百人会という最高の統治職を選び、さらにこの統治職が他の統治職よりも長い期間統治すること（というのは彼らは職を辞しても、またその職に就く前も統治しているからである）。これらの点は寡頭制的である。しかしその統治職が無報酬であり、また籤引きによって選ばれないという点は貴族制的なものと思なされるべきである。さらにその他このような事柄とか、あらゆる裁判がこれらの統治職によって裁かれるということ（というのはラケダイモン人においては、訴訟ごとに別々の裁判人によって裁かれるからである）も貴族制的であると考えられる。

しかしながらカルタゴの国家組織が貴族制から寡頭制へと大きく逸脱していることは、多くの人々の是認する見解である。すなわち、統治職の選出は、人物の優秀さだけに依るのではなく、その富に依るものでなければならない

と [カルタゴの] 人々は考えているのである。なぜなら、貧しい人は立派に統治することもできず、また閑暇を享受することもできないから、というのである。従って富を根拠として選ぶことが寡頭制的であり、卓越した力量を根拠として選ぶことが貴族制であるならば、カルタゴにおいて、その国家体制を組織している根拠は、第三のものということになろう。というのは、彼らはこの二つの点に着目して選ぶからであって、とりわけ、王と將軍職という最も重要な職をそのようにして選ぶからである。

しかしながら、貴族制からのこのような逸脱は、立法家の過失であると見なさざるを得ない。なぜなら、最良の人々が、統治職にある時だけでなく、退いて私人の生活をする時にも、閑暇を享受し、かつ不体裁な生活をしないですますことができるように配慮することは、当初より絶対的に必要な事柄の一つであるから。しかし、閑暇のためには富にも着目すべきだとしても、統治職の中でも最も重要な王職や將軍職が買われうるものとなっているのは宜しくない。なぜならこの法律は、富をば人の卓越した力量以上に尊重されるべきものとし、国家全体を守銭奴とするからである。また最高に権威ある者達が何を尊敬に値するものと見做すとしても、その他の市民達の見解も彼らに追随することになるのは必然である。そして人の卓越した力量が最も高い尊敬を受けないところでは、その国の国家体制が貴族制によって強固に統治されるということはあるまいであろう。そして彼らが金銭を使って統治職を得た場合には、金銭で職を買った者達がそれから利益を引き出すことに慣れるのは当然のことである。というのは、高潔な人でも貧しければ利得を得ようとするのに、それより劣った人が金を使って[職を手に入れた後]、利得を得ようとならないのは、奇妙なことであろうから。それゆえ、最も優れた統治を行いうる者⁷²⁾が統治の職に就くべきであろう。しかし、立法家はたとえ優れた人々の富を等閑視するとしても、少くとも統治の任にある時の彼らの余暇には配慮する方が良いであろう。

他方で、同一人物が数多くの統治職に就くことも宜しくないことと思われる。このような制度はカルタゴ人の中では評判が良いのであるが。しかしながら、一つの事業は一人によって最も良く成し遂げられるものである⁷³⁾。従って立法家は、こうしたやり方が行われるように、同一の人物に笛吹きや靴作りを指図しないように心を配るべきである。従って国家が小さくない場合に

は、より多くの人々が統治職に関与する方が、よりいっそう市民的政治的であり、またよりいっそう民主制的である。というのは、この方式の方が、すでに述べたように、よりいっそう公的共同的であり、また各々の仕事と同じ人の手に帰した時の方が、はるかにうまく、また迅速に仕上げられるからである。このことは軍事や海事において明白なことである。すなわちこの両者にあっては、統治することと統治されることが、いわばすべての人の手に行き渡っているのである。

しかしながら、彼らの国家体制は寡頭制的ではあるが、民衆の一部を他の国家へ送り出すことによって彼らをたえず豊かにし、これによって内紛⁷⁴⁾を非常に巧みに回避しているのである。というのは、彼らはこれによって国家体制を癒し、堅固なものにしているのである。しかしこれは偶然の働きであるから、[本当は]立法者の手によって党派対立から免れていなければならないのである。しかしながら実際には、何か災難が生じて、被統治者大衆が反乱を起した場合、法律による平和への救治策は全く存在しないのである。

では、正当にも良い評判を得ているラケダイモン人やクレテ人やカルタゴ人の国家体制については、以上のようなものである。

(B 1) アリストテレスによるカルタゴの国家体制研究について、バーカーは次ぎの注を加えている。

「アリストテレスが、優れた統治を行っていると思なされている国家によって実際に採用されている三つの国家体制の内の一つとして、非ギリシャ的な国家体制の一つを取り上げて説明しているのは、奇妙であるように見える。さらにカルタゴが、彼がこれを書いた時代に生じたギリシャ人のシリア占領を脅かしていたことを考えれば、なお一層奇妙であるように思われる。しかしながらカルタゴは、スパルタとクレテとともに、アリストテレス自身が、現実的条件のもとで可能な最良の国家体制と評価したあの混合形態の国家体制を保持していた。そしておそらくこの理由から彼はカルタゴについて説明しているのである。彼が第四巻第七章でカルタゴの国家体制について再び言及したのもこれと同じ理由からである。第四巻のその個所では、富と、人の値打ちと、市民の数を尊重すること、こうしてまた寡頭制、貴族制と民主制とを混合すること、

が言及されている。』

(B2) カルタゴの王政について、バーカーは次ぎの注を加えている。

「アリストテレスは、カルタゴのサフィート Suffetes (最高政務官) に言及している。

彼らは、スパルタの王やローマのコンスル (執政官) のように、二人であった。』

(B3) バーカーは、この章の最後に「polity『国家体制』と貴族制という語についてのアリストテレスの使用法」という注を加えている。

「ポリティ' 'polity' は『政治学』において二つの意味をもっている言葉である。すなわちそれは、国家体制という一般的意味と、混合型の国家体制という特殊の意味という二つの意味を持っている。その言葉は、この個所では後者の意味において用いられている。読者は、アリストテレスがこの個所で貴族制と'ポリティ'という言葉、あたかも同義であるかのように使用していることに疑問を感じるかもしれない。彼がしばしば貴族制を、混合型の国家体制に含まれる諸要素の一つ (しかもただ一つだけの要素) として語っているので、なおさらそうした疑問を抱くであろう。しかし彼は、時々貴族制という言葉、混合型の国家体制を意味するものとして使用している——明らかに以下の理由に基づいて。すなわち人の価値の承認という原理 (それは貴族制の本質的要素である) は、良き'ポリティ'にとっても本質的なものである、という理由である。しかしながら人の価値の諸要請を承認せず、ただ富と市民数だけの諸要請 (したがって寡頭制と民主制の諸特徴だけを混合している) を認めている'ポリティ'も存在しているであろう。そしていかなる貴族制的要素を含まないこのような'ポリティ'は、貴族制とは呼び得ないであろう。』

第十二章

国家体制について何らかの見解を表明した人々のうち、ある者はおよそいかなる市民的政治的活動にも参加せず、私人としての生涯を終えたのであるが、これらの人々については、語るに価するものがあれば、ほとんどすべてのことが語られた。しかし他方で若干の者は、自ら市民的政治的活動に関わ

りながら、ある者は自国の、また他の者は外国の立法家となった。さらにこれらの人々のうち、ある者は法律の制作者にすぎなかったが、他の者はリュクルゴスやソロンのように、国家体制そのものの制作者でもあった。実際、この二人は法律も国家体制もともに制定した。そしてスパルタ人の国家体制についてはすでに論及されたが、ソロンについては、ある人々はソロンをすぐれた立法家であると思っている。なぜなら彼はあまりにも完全な寡頭制を打破し、民衆を奴隷状態から解放し、国家体制を巧みに混合して、「父祖伝来の民主制」を打ち立てたというのである。すなわちアレイオスパゴスの評議会は寡頭制的であり、選挙で選ばれる統治職は貴族制的であり、法廷は民主制的であるというのである。しかし評議会と統治職の選挙は以前から存在していたものであり、ソロンはこれらを破壊せずに残し、法廷を全市民から構成されるものとすることによって、民主制を打ち立てたように思われるのである。それゆえにまたある人々は彼を批難するのである。すなわち、彼は、法廷を、その裁判人が籤引きで選ばれるものであるにもかかわらず、全てのものの上に立つ最高権威とし、それ以外のものを解体したというのである。というのはこの裁判法廷が強力なものになった時、人々はあたかも僭主に対するかのように民衆に媚び諂い、国家体制を現在のような民主制に転換させたからである。さらに、エピアルテスとペリクレスはアレイオスパゴスの評議会の権力を削ぎ、またペリクレスは裁判人を有給とした⁷⁹。このようにして民衆指導者は各々民衆の力を拡大しながら、現在の民主制へと彼らを導いたのである、と。

しかしながらこのような結果は、ソロンの意図に基いて生じたものではなく、むしろ偶然によって生じたように思われる（なぜなら民衆は、ペルシャ戦争における海上覇権をもたらす礎となったために傲慢となり、立派な人々はその政策に反対すると、下劣な民衆指導者を迎え入れたからである）。すなわち、ソロンは、統治職を選挙し、執務報告を審査する権利という必要不可欠な力を民衆に与えたように思われるが（なぜなら民衆がこのような権能を有しないならば、彼らは奴隷か、国家に敵対する者となるであろうから）、しかしすべての統治職を高名な人々や裕福な人々から、すなわち年額五百メディムノスを産出する階級（ペンタコシオメディムノイ）や連牛所有階級（ゼウギタイ）や騎士階級と呼ばれる第三階級から任命したのであって、第四階

級のテーテス級〔無産労働者〕の者はいかなる統治職にも与らなかつた。

またザレウコス、エピゼピュリオン地方のロクリス人のために、またカタネ人カロンダスは、自国の市民達やイタリヤやシケリアに入植した他のカルキス人の国家のために法を作つた立法家であつた。そしてある人々は彼ら二人を関連づけようと試みている。すなわち、オノマクリトスは立法に関する最初の達人となつた人であるが、ロクリス人であつた彼は、予言術を学ぶためにクレテに行つて修業したのであるが、タレスはこの人の友人であり、他方でタレスの弟子にはリュクルゴスとザレウコスがおり、カロンダスはこのザレウコスの弟子であつた、といふのである。しかしこのようなことを言う人々の語ることはあまりに時間の観念がなさ過ぎるのである。

またコリントス人ピロラオスはテバイ人の立法家となつた。ピロラオスはバッキアダイ家の人であつたが、オリンピア競技会の優勝者ディオクレスの愛人となつた。しかしこのディオクレスはその母アルキオネの多情の愛を嫌悪して故国を見捨ててテバイに赴いたが、この地でこの二人は生涯を終えたのである。今日でも人々は、お互いによく見えるように面と向つて立っている彼らの墳墓を指し示すことができるが、その一つはコリントスの国の方向から見えるようになつてゐるが、他方のものは見ることはできない。伝説によると、ディオクレスは母の激情を嫌悪して、コリントスの地が自分の墳墓から見えないように、またピロラオスは見えるように墓を作つたといわれている。ともかくこのような原因によつて彼らはテバイ人のもとに住んだ。ピロラオスは、他の事柄に関しても、また養子に関しても、彼らの立法者となつた。彼らは後者の法を養子縁組法と呼んでいる。これは、割当地の数が維持されるように、彼によつて独特な仕方であつた立法化されたものである。他方でカロンダスに固有のものとしては、偽証に対する訴訟以外のものは何もないが(といふのは、彼はその告訴を考案した最初の人であつたから)、しかしその法律の厳密さにおいては、現今の立法家よりもはるかに洗練されている。

またプアレアスに固有なものは、財産の平等化である。またプラトンに固有なものは、妻子と財産の共有と婦人の共同食事、さらに酩酊に関する法律であり、それは素面の者が酒宴の司となるべきだとするものである⁷⁶⁾。また、両手のうち一方が利き、他方が利かないといふのは宜しくないとして、訓練によつて両手使いになるように定められた、軍事訓練に関する法律がそうで

九八

ある⁷⁷⁾。

さらにドラコンの法律があるが、彼は既存の国家体制に対して法律を制定したのであるが、刑罰の大きさにおいて苛酷である点を別にすれば、その法律には記憶に値する程の独特のものは何もない。

ピタゴスも法律の制作者ではあったが、国家体制の制作者ではなかった。彼に固有の法律は、もし酩酊者が不手際なことを犯したら、素面の者よりも重い罰金を払わねばならないとするものである。というのは、彼は、酩酊者の方が素面の者よりも多く乱暴を働くということから、酩酊者に向けられる同情を考慮しないで、利害得失に着目したからである。

またレギオンのアンドロダマスは、トラケ地方のカルキス人のために立法した人であった。彼の法律は、殺人や女子相続人に関するものである。しかし人は、彼に固有なものを何一つ挙げるができないであろう。

では、以上のような考察によって、現実に行なわれている国家体制、および或る人々によって主張された国家体制に関する検討は終えることとしよう。

(B 1) 「父祖伝来の民主制」について、パーカーは次ぎの注を加えている。

「ペロポネソス戦争の後に、またその戦争が亢進した民主制に衝撃を与えた後に、アテナイにおける保守層は『昔の先祖の国家体制』への回帰という構想を主唱した。アリストテレスがここで言及しているのは、おそらくこれらの階層の見解であろう。」

(B 2) 「人々はあたかも僭主に対するかのように、民衆に媚び諂う」の個所に、パーカーは次ぎの注を加えている。

「アリストテレスは、『政治学』の後の章で、民主制の極端な、あるいは最終的な形態と僭主制とを比較している。アリストテレスの議論によれば、この形態の民主制は、僭主制の集团的形態である。人民は、僭主が彼の個人的意志の専横的命令を押し付けるとのと同じ仕方で、大衆の意志の専横的意志を押し付ける。(第四卷第四章、第五卷第五章)」

(B 3) 「ソロンは、……必要不可欠な力を民衆に与えた」という個所に、パーカーは次ぎの注を加えている。

「ソロン自身の言葉として次ぎのように言われている。『私は民衆に充分

な権力を与えた。……そして私はいずれにも不当の勝利を許さなかった。』
 ここで述べられているアテナイ民主制の発展についての一般的見解につい
 ては、『アテナイ人の国制』において表明されている見解と比較せよ。』

(注)

- 1) プラトン『国家』第四卷423e-424a、第五卷457a-466d
- 2) プラトン『国家』第五卷462a-d
- 3) アリストテレス『ニコマコス倫理学』第五卷1132b32
- 4) *Ο, χρόνον*→*D, χρόνον*
- 5) *Ο, τοῦτο γε μιμῆται τὸ ἐν μέρει τοὺς ἴσους εἶκειν τὸ θ' ὁμοίους εἶναι ἔξω ἀρχῆς*→*D ἐν τοῦτοις γε τοῦτο μιμῆται. τὸ ἐν μέρει τοὺς ἴσους εἶκειν ὁμοίους τοῖς ἐξ ἀρχῆς*
- 6) プラトン『国家』第十卷608e
- 7) プラトン『国家』第五卷462c
- 8) プラトン『国家』第五卷463e
- 9) プラトン『国家』第五卷459d-460d
- 10) ヘロドトス『歴史』第四卷180
- 11) アリストテレス『動物誌』第七卷第六章
- 12) プラトン『国家』第三卷403a-b
- 13) プラトン『饗宴』191a-b
- 14) *Ο, διαφροντίζειν ἥκιστα ἀναγκαῖον ὄν*→*D. δι' ἃ φροντίζειν ἥκιστα ἀναγκαῖον*
- 15) プラトン『国家』第三卷415a-c
- 16) プラトン『国家』第四卷424a
- 17) アリストテレス『ニコマコス倫理学』第九卷第八章
- 18) アリストテレス『ニコマコス倫理学』第四卷第一章
- 19) プラトン『国家』第五卷464a
- 20) プラトン『国家』第五卷464d-465c
- 21) プラトン『国家』第四卷422e
- 22) プラトン『国家』第三卷415d-417b、第八卷543b-c
- 23) プラトン『国家』第五卷464d、465c
- 24) プラトン『国家』第四卷425d
- 25) プラトン『国家』第三卷416d-e、第五卷464c
- 26) ヘイロータイはスパルタの隷属民、ペネスタイはテッサリアにおける隷属民である。
- 27) プラトン『国家』第五卷451d-e
- 28) プラトン『国家』第三卷412c-e
- 29) プラトン『国家』第三卷415a-c
- 30) プラトン『国家』第四卷419a-421c
- 31) プラトン『国家』第二卷373c、第三卷395c
- 32) プラトン『国家』第三卷412b-417b
- 33) プラトン『国家』第四卷434a-c
- 34) プラトン『国家』第五卷451e-452a
- 35) プラトン『法律』第六卷780d、第七卷806e、807b

- 36) プラトン『国家』第四卷423a—b
 37) プラトン『法律』第五卷737e
 38) プラトン『法律』第四卷704a—709a、第五卷747d—e
 39) プラトン『法律』第五卷737c—d
 40) プラトン『法律』第五卷737c—d、740b—741a
 41) プラトン『法律』第一卷632c、第七卷818a—d、第十二卷951c以下、961a以下
 42) プラトン『法律』第五卷734e—735a
 43) プラトン『法律』第五卷744e
 44) プラトン『法律』第五卷745c—e
 45) プラトン『法律』第五卷739b
 46) プラトン『法律』第三卷693d、第六卷756e
 47) プラトン『法律』第六卷756a、763e、765a
 48) プラトン『法律』第六卷764a
 49) プラトン『法律』第六卷763d—e
 50) プラトン『法律』第六卷756b—e
 51) Ο, ἴσον→D, ἴσως
 52) プラトン『法律』第六卷756b
 53) プラトン『法律』第六卷753d
 54) プラトンの『国家』と『法律』で述べられた国家体制
 55) プラトン『法律』第五卷744e
 56) ホメロス『イリアス』第9歌319
 57) Ο, ἀρχή→D, ἀπέργει
 58) トウキディデス『歴史』第二卷46
 59) ヘロドトス『歴史』第三卷80、82、トウキディデス『歴史』第一卷71
 60) トウキディデス『歴史』第一卷6
 61) ヘシオドス『仕事と日』70、プラトン『ポリティコス』272e
 62) プラトン『法律』第三卷677a、『ティマイオス』22c
 63) プラトン『ポリティコス』295a
 64) ホメロス『オデュッセイア』第八歌266—366
 65) ペロポネソス戦争の終結（BC404）からレウクトラの敗戦（BC371）まで
 66) プルタルコス『英雄伝』「アゲシラオス」31
 67) BC371のレウクトラの戦い
 68) プラトン『法律』第一卷625c—638b
 69) ヘロドトス『歴史』第一卷65
 70) トウキディデス『歴史』第一卷4、ヘロドトス『歴史』第一卷171、第三卷122、第七卷169—170
 71) Ο, καθ' αὐτὸ εἶναι γένος μήτε τοῦτο τὸ τυχόν→D, κατὰ το αὐτὸ εἶναι γένος
 μήτε τοῦτους τοὺς τυχόντας
 72) Ο, ἀργεῖν→D, ἄν Immisch, ἀρχεῖν
 73) プラトン『国家』374b
 74) Οは *στασις* を読むが、Dは読まない。
 75) アリストテレス『アテナイ人の国制』第27章
 76) プラトン『法律』第一卷640d、第二卷671a—672a
 77) プラトン『法律』第七卷794d—795d

アリストテレス『政治学』の翻訳において参考にした文献

荒 木 勝

主要テキスト

W. D. Ross, *Aristotelis Politica*, (Oxford Classical Texts) Oxford, 1957.

参考にしたテキスト

O. Immisch, *Aristotelis Politica*, (Teubner) Leipzig, 1929.

A. Dreizehnter, *Aristoteles' Politica*, Munchen, 1970.

参考にした翻訳書

日本語訳

青木巖訳『アリストテレス国家学』第一書房、1937

山本光雄訳『政治学』（アリストテレス全集15）岩波書店、1969

田中美知太郎編集『アリストテレス』「政治学」（部分訳）中央公論社、1979

牛田徳子『アリストテレス政治学』（西洋古典叢書）京都大学学術出版会、2001

英訳

B. Jowett. Oxford, (revised by W. D. Ross, vol. X *The Works of Aristotle*, Oxford) 1921.

H. Rackham. (Loeb Classical Library), London, 1932.

T. A. Sinclair, (Penguin Books) London, 1981.

B. Lord, Chicago, 1984.

P. L. Simpson, North Carolina 1997.

C. D. C. Reeve, Indianapolis, 1998.

独訳

F. Susemihl, Leipzig, 1879.

O. Gigon, Zurich, 1971.

仏訳

J. Trikot, Paris, 1982.

九
四

参考にした翻訳書・注釈書

Thomas Aquinas, *In Octo Libros Politicorum Aristotelis*, (Marietti) Roma, 1966.

W. L. Newman, *The politics of Aristotle*, 4 voll. Oxford, 1887.

F. Susemihl, R. D. Hicks, London, 1894.

Ernest Barker, *The Politics of Aristotle*, Oxford, 1946.

J. Aubonnet, *Aristote Politique*, 5 tomes, Paris, 1960, 1971, 1973, 1986, 1989.

E. Schutrunmpe, *Aristoteles Politik*, Buch1 (1991), Buch 2-3 (1991), Buch 4-6 (1996).

Clarendon Aristotle Series, *Aristotle Politics* (T. J. Saunders, R. Robinson, D. Keyt, R. Kraut) Oxford, 1995-1999.